

令和7年第1回定例会会議録（第7号）

令和7年3月21日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	公営事業局参事	大町史
企画戦略部次長	佐藤浩司	財政課長	河野文彦

農林水産課長	塩 出 政 弘	生活環境課長	堀 英 樹
高齢者福祉課長	阿 南 剛	都市整備課長	川 野 康 治
施設整備課長	籠 田 真一郎	市長公室参事兼新湯治・ ウエルネス推進室長	松 川 幸 路
防災危機管理課長	中 村 幸 次	教育政策課長	森 本 悦 子
学校教育課参事	藤 内 護	学校教育課参事	吉 武 功 二
上下水道局 下水道課長	田 邊 和 也	公営事業局 事業課長	山 本 直 樹

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	村 田 和 寛
主 任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第7号）

令和7年3月21日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康）ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、19 日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○4 番（森 裕二） 4 番、ビーワンベっぷ会派の森裕二です。早速質問に入りたいと思います。

まず、新湯治・ウェルネス事業についてお聞きをしていきます。

これまでも新湯治・ウェルネスについては様々な場面で説明をされており、私なりに理解ができているつもりでございますが、改めて今回別府市がやろうとしている新湯治・ウェルネス事業について、その概要を説明してください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

新湯治・ウェルネスとは、温泉と医療・美容・健康をテーマに、そこから得られたデータやエビデンスに基づいて温泉効果を見える化し、それを別府の自然・食・文化などの地域資源と掛け合わせることで、観光の高付加価値化を図り、新湯治・ウェルネスを産業化することで、持続可能な観光地を実現したいと考えております。

その結果、市民は心身ともにより健康に、また観光では長期滞在型観光を確立して、経済の好循環をつくり、市民や観光客、事業者を幸せにしたいという考えの事業でございます。

○4 番（森 裕二） データを基に温泉効果を見える化し、既存の地域資源と掛け合わせ、観光の高付加価値化を図り、産業化することで持続可能な観光地を目指し、市民、観光客、事業者を幸せにする事業ということで、このコンセプトはすばらしいものだなというふうに感じています。

しかし、新湯治・ウェルネスのコンセプトからすると、今ある地域資源や既存施設を利用すればいいということで、大規模な研究・実践拠点施設は要らないのではないかと考えます。調査研究する上で、やはり今の別府にはこれが足りないからつくろうということで、後から成るのであれば理解はできるなというふうに思うんですが、今回計画の当初から研究・実践拠点施設を設置するというふうに書かれていた理由が私には分かりません。

研究・実践拠点施設を設置する前提でこの事業を進めた理由について、お聞かせください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

別府市は日本で最大級の都市型温泉観光地であり、既に宿泊施設、飲食店、温泉施設、運動施設、リラクゼーションなどの施設が充実しております。この恵まれた施設や地域資源を最大限に生かし、より地域が潤うためには、これらの施設が個々ではなく、連携して戦略的に取り組むことが重要であり、そのためには、医療・美容・健康と温泉利用から得た効果に関するデータやエビデンスなど全体を管理する、コントロールするラボ機能を備えたセンター的な役割をなす拠点施設が必要と考え、扇山麓の市有地にその設置をしようと現在準備を進めているところでありまして、施設をつくるといった、いわゆる物を設置することが前提ではなく、ことが前提、民間事業者が潤うことが前提で進めることが本事業を進めた理由と目的でございます。

○4 番（森 裕二） 研究・実践拠点施設を設置することを前提にしているわけではなく、計画の段階で既存の施設との連携を考えたということで、その時点でコントロールする拠点施設の必要性について、あると判断したということだということで理解をさせていただきました。

私も既存の各施設と連携して効果に関するデータを基にしたエビデンスを管理、コント

ロールする施設というものの自体は必要だというふうに思っていますが、それをするだけなら、案内所や受付のようなものでも十分ではないのかなとも思いますし、もっと便利のいい市街地や観光地につくるべきだったのではないかなとも思います。現時点で拠点施設の具体的な中身についてがよく分かっていけませんので、今後こういったものをつくるのか、それをしっかり見ていく必要があるのかなというふうに思っています。

では、そもそも今回つくろうとしている研究・実践拠点施設は観光施設になるのか、それとも市民向けの施設なのか、どちらなのかお答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

研究実践拠点施設は、今までの観光施設や市民施設のどちらにも当てはまらない新しい位置づけの施設を想定しております。その理由につきましては2つほどございます。1つは、研究実践拠点施設にラボ機能を持たせることで、個人個人に合った体験プログラムがワンストップで提供される仕組みがつくられ、市民や観光客など個人個人に合ったウェルネス、いわゆる自分をよりよくする行動につながり、個人個人が持つ幸せ、ウェルビーイングを感じていただけるウェルネス施設としての位置づけを想定しております。

2つ目といたしましては、得られたデータやエビデンス、体験プログラムなどは市内の産業化のために、オープンに情報発信するコントロールセンター的な役割を担う位置づけの施設でもあると考えております。

○4番（森 裕二） どちらでもなく、新しい位置づけの施設ということで、自分をよりよいものにし、幸せを感じる施設であり、情報をコントロールする中心的な施設でもあるということです。

では、これまでも様々な答弁の中で、市民向けの施設として廃止したテルマスのような施設をつくるとおっしゃっていましたが、テルマスに行ったこともない人とも思います。具体的にテルマスとはどのような施設だったのか、利用者形態、利用者数、施設概要などをお答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

令和4年3月末に廃止となりました市営北浜温泉、通称テルマスの施設概要につきましては、的ヶ浜公園スパビーチに隣接する別府温泉のシンボル、市民と観光客のコミュニティーの場となる温泉施設として平成10年10月に開設されました。この施設は、敷地面積約6,000平米、延べ床面積約960平米、鉄筋コンクリート2階建て、水着を着て利用する屋外健康浴と露天風呂、サウナなどを有する多目的温泉施設でありました。

利用者につきましては、開設から24年間の合計で約108万人、年平均4万5,000人、1日平均144人の利用者があり、利用者の形態としましては、75%の方が1回券を利用し、約25%の方々が回数券を利用した形態となっております。また、屋外温浴施設では4つの湯中運動教室などがあり、年間延べ約1,700人が健康維持のために利用されておられました。

○4番（森 裕二） テルマスの利用者のうち、年平均が4万5,000人の利用ということで、約25%が回数券を利用をしていたということです。ざっと計算すると1,800人ほどという計算になります。湯中運動教室が年間1,700人ということですので、市民の利用はこの運動教室を利用していた1,700人に1回券で利用する方も多少いたということを勘案して、若干上乘せしても2,000人程度だったのかなと推測をさせていただきました。別府市民が11万人として、約0.018%、100人中2人程度の利用という数字になるのかなと推測しています。

では、一度廃止した施設と同じような施設をもう一度つくる必要性については何なのか、お答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

研究・実践拠点に設けようとしております市民ゾーンにテルマスの機能を設けようとする必要性につきましては、温泉効果による市民ウェルネス、市民の健康増進、疾病の予防が目的であり、そのために必要な機能であると考えたからです。

その理由は大きく2つございます。1つ目は、この事業について市内全域で開催いたしました市民懇談会の際や有識者による会議、また過去の議会においても湯中運動などができる機能の必要性が要望、意見などとしてあったこと。2つ目には、テルマスにはなかった、今回ラボ機能を研究・実践拠点施設に持たせることで、湯中運動、温浴機能などにより市民の健康増進、疾病予防等に関する温泉効果のデータやエビデンスが得られ、その見える化が可能となり、さらには医療費や介護にかかるデータなどと掛け合わせることで、新たな角度からの見える化の可能性などもあることから、施設にテルマスの機能を持たせる必要性、意味は大いにあると私も考えております。

- 4番（森 裕二） テルマスのような施設をつくることで、市民データを収集するという
ことはいいとは思いますが、現在行っている市営温泉などの既存施設でも引き続きできる
のではないかなというふうには思います。テルマスがなくなって困っているという声は私
のほうにも届いておりますが、ごく一部の人だと私は認識しています。恐らく定期的に利
用していた1,700人の方の一部なのかなというふうに思いますが、その方もおっしゃっ
ていたのが、あんな山の上のほうまで行ききらんということはおっしゃっていました。

私は初めにも言いましたが、別府にある既存施設を生かし、温泉を見える化して湯治文化を復活させ、新しい産業をつくり出すということには大賛成です。しかし、どこまでが
必要なのか、観光施設でも市民向けの施設でもない新しい位置づけの施設ということ
です。もっとなぜこれが必要なのかというものをしっかりと理由づけをしていただいて、
本当に必要なものというのをつくってもらいたいなというふうに思います。私も議員に
なる前から、医療・介護・福祉のまちであるこの別府市において、温泉と医療福祉を掛け
合わせることで湯治文化の復活ができないかと考えておりました。

今回、新湯治・ウェルネスにおいて、保険適用も視野に入れたいということをおっしゃ
ておりましたが、なかなか実現は難しいのかなというふうにも思っています。しかし、健
康診断を受けて、その診断結果を基にコンサルタントが医療機関と連携し、生活習慣病や
美容、再生医療、リハビリ、温泉の効果によるプラン等を作成し、個人個人に合った処方
箋をつくることのできれば、保険適用はできなくても魅力あるプランが作成できると思
います。これを、ハイクラスの方をターゲットに健康診断から治療、リハビリ、温泉を巡る
長期滞在ツアープランを作成して売り出すことができれば、インバウンドをはじめ、様々
な方をターゲットにしたプランも可能ではないかと提案しますが、どうでしょうか。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

研究・実践拠点施設では、医療・美容・健康をテーマに、温泉が人の体にもたらす効果
を示すデータを解析し、そのエビデンスが蓄積され、個人個人に合った体験プログラムが
ワンストップで提供される仕組みを考えております。個人の医療データと温泉効果のデー
タを結びつけを可能にするには医療機関、医療人材などとの連携や、研究・実践拠点施設
でプログラムをコーディネートする人材が必要となることも想定し、人材育成も含めて新
湯治・ウェルネスアドバイザーと今後協議を進めているところでございます。

また、研究・実践拠点の利用する対象者は市民、国内観光客に限らず、インバウンド、
外国人観光客にも提供できるものであり、研究・実践拠点施設の活用範囲は幅が広く、温
泉、別府観光の高付加価値化にもつながると考えております。

- 4番（森 裕二） 今の答弁聞いて、目指しているものというところは私と大差ないな
というのは本当に感じていますので、本当いいものになればいいなと期待はしています。

私は先日、鳥取県の三朝温泉に視察に行きました。そこは世界屈指のラドン含有量で有

名なまちなんですが、まちの一部でしか温泉が出ないということもありまして、三朝町が温泉のまちという認識が町民全体に浸透していないということもありまして、まずは町民に温泉の効能、効果、研究結果に関心を持ってもらい、健康と温泉のまちづくりを進め、町民が温泉の伝道師としてよさを伝え、広めていくという取組を行っていました。別府市も新湯治・ウェルネスについて市民向けの集会はしておりますが、まだまだ浸透し切れていないと感じています。また、市民にとって温泉は当たり前のもので、ありがたみを感じていなかったり、温泉のことをよく分かっていない市民も多いと思います。別府でも、市民に別府温泉の効能・効果についてもっと関心を持ってもらう取組をするべきだというふうに思います。研究・実践拠点については基本計画をはじめ、これから詳細が出てくるといふふうに思いますので、こういった施設になるのか、今後もしっかりと注視をしていきたいというふうに思います。

では次に、子どもの教育環境についてお聞きをしていきます。

まず、支援が必要な子どもたちについてお聞きをしていきたいと思います。

特別な支援が必要な子どもたちは、義務教育段階での全児童生徒数が減少傾向にある中で、年々増加傾向であるという調査結果が文部科学省のデータなどからも出ております。また、支援が必要な子どもたちが増加している理由としましては、インターネットの普及により、支援が必要な子どもに関する情報がすぐに手に入るようになったこと、特殊学級から特別支援教育へと名前が変わった際に、発達障害も対象となり、幼児健診で発達障害の疑いがあると診断される数が多くなったこと、多様化の時代となり、個々のニーズに合わせた指導を行うことが当たり前となり、保護者も一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かい対応を求める傾向が強くなり、特別支援学級に対する敷居が低くなったことなどがその要因として考えられるのではないかとこのように思います。

以上のことから、全国的に特別な支援が必要な子どもたちが増加傾向であるということとは間違いありませんが、別府市の公立小中学校において、特別支援学級の数はどうなっているのか、令和6年度の特別支援学級数と令和7年度の設置予定数、また今後の学級数の見通しについてお聞かせください。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

令和6年度は、別府市立小中学校合わせて70学級、令和7年度は2月末現在では、別府市立小中学校合わせて81学級となる予定であり、増加傾向となっております。

○4番（森 裕二） 今年度から来年度にかけて、11学級が増加予定であるということです。また、今後も増加傾向にあるということで、全国のデータと同じような結果が別府市でも表れているということが分かりました。私が小学生の頃も、学年に数人支援学級に通っている子がいました。初めはどこに行っているのか私自身よく分かっていないところもありましたが、高学年になるにつれだんだんと理解ができてくるようになりましたが、体育の授業や朝の会、帰りの会には一緒に活動し、クラスの一員として認知できていたというふうに思っています。小さい頃から障がいのある人となない人が一緒に交流を深め、同じ空間で過ごすことは、その後の人生において大きな意味を持つことになるというふうに思います。そういう意味では、特別な支援を必要とする子どもの増加はいい面もあると感じていますが、学校現場としては大きな問題も抱えています。

それは空き教室の不足です。昔と比べて子どもの人数自体は減っておりますが、普通学級の上限人数も50人の時代から45人、40人となり、現在は35人学級へと段階的に移行をしています。それに加え、放課後児童クラブの需要も年々高まっており、空き教室や空きスペースを児童クラブに貸し出す中で、増加する特別支援学級の教室不足が心配です。長野市長のおかげで今全教室と体育館に空調施設が取り付けられている中、増加する特別支援学級にも空調をつけないというわけにはいかないというふうに思います。増加する需

要に対応できるのか、とても心配をしております。今後の対応についてどう考えているのか、お聞かせください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

学校現場や学校教育課から早めに情報提供いただきますことで、既に空調が設置された空き教室の分割利用やパーティションの活用など、一緒に対応を検討して、できる限り学校要望に応えるように努めております。

空調施設や間仕切り設置など、工事を必要とする場合におきましても、学校が求めるスケジュールに合わせるためには、学校現場や学校教育課との早めの情報共有が肝要と考えております。

○4番（森 裕二） この空き教室の問題というのは、これからどの学校も直面する課題だというふうに思っています。既に空き教室がない学校も出てきているというふうに思いますし、本来必要な特別教室や作業、会議スペースを潰したり、物置として使用していたところを教室にしたりと、各学校大変苦勞をしているというふうにお聞きしています。分割やパーティションの活用などをするしかない現状も理解できなくはないですが、過密状態をつくることで、本来行すべき子どもたち一人一人に応じたきめ細かい対応ができなくなってしまうのかというのが心配です。

また、学校が求めるスケジュールに合わせるには早めの情報共有が必要とのことですが、特別支援学級は普通学級と比べても、あらかじめ学級数の見込みを立てにくいと聞いています。そのため、対応が必要と決まってから報告しては間に合わないと感じます。対応が必要になる可能性が出た時点で、情報の共有を行うことを各学校に通知をしてもらい、確実に対応してもらいたいと思います。予算がないからと言われて納得する保護者はいません。よろしくお願いいたしますと思います。

特別な支援が必要な子どもの増加については、これまでは自分の子どもに障がいがあることを認めなかったり、子どもの状況を正しく理解できなかったものが、適切な支援体制が整ってきたことが大きいというふうに感じています。普通学級では子どもの状況を理解されずに学校の対応に不満を感じている保護者もいるのではないかなというふうに思います。なかなか現場サイドから特別支援学級への案内をすることは難しいとは思いますが、その子に応じた教育環境をつくるというのは行政の役割だと思います。障がいを持つ子どもが適切な診断と支援を受け、社会に巣立っていくということは、少子化を迎える社会の中でとても有効なことだと思います。普通学級よりも特別支援教育にはお金がかかると言われますが、障がいを持った子どもでも、一人一人が自分に合った形で活躍できる未来をつくれるように、社会全体で支えていくことが大切だというふうに感じています。

では次に、学校の人員不足についてお聞きをしていきます。

全国的に教員の人員不足が叫ばれて数年がたちますが、一向に改善の方向性は見えてきていないのが現状だと思います。教員不足の要因として、近年の大量退職に伴う大量採用により、20代から30代の教員が増加したこと、また、産休・育休制度の周知が義務づけられたことにより、男性の取得率が増加傾向にあり、働き方改革も進み、産休・育休制度を申し出やすい環境も整い、取得する人数が急増したこと、特別支援学級の増加も挙げられるということだそうです。

また、教員採用試験の受験者数は減少傾向ですが、退職者の増加によって採用枠が増加しているため、採用倍率が低下し、これまで正規教員を補う形で採用していた臨時教員の多くが、採用試験に不合格となった人から採用していたということになり、臨時教員の必要数が名簿登録者数を上回り、不足しているということが問題となっております。さらに、教員の成り手不足も加速をしており、職場環境の改善が急務となっております。別府市においても、今年度専門科目の先生が学級担任を兼務をしたり、教頭、校長までもが教鞭に立

つ状態だった学校もあったということをお聞きをしております。

この状況の中で、教員や支援員などの職員も含め、学校の人員不足について別府市はどのような対策を行っているのか、お聞かせください。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

別府市教育委員会としては、教員不足の状況について、県教育委員会に具体的事例を伝えつつ、重ねて要望しているところではありますが、今後とも一層働きかけを強めるとともに、個別の支援が必要な児童生徒への支援として特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行っております。

○4番（森 裕二） 採用を含む人事権は県教育委員会が持っており、クラスの人数を決める学級編制権、どの市町村に何人教員を配置するかという教員の定数に関する権限も県教委が持っているため、人員不足の解消を考えるのは県の責任であるということ私は私理解をしています。ですので、市教育委員会としては、県教育委員会に要望するしかないということですが、このまま何もしなければ、別府市の子どもたちに質のいい教育環境を提供し続けることは難しいと考えます。そもそも、これまでが配置基準に対する正規教員の配当数が少なく、臨時教員に頼り過ぎていたのではないかといいふに思いますし、臨時教員不足に対し、不足している学校の校長や教頭が自ら探し、声かけを行っている学校もあるなど、県に要望するだけでは解決しないのではないかと感じています。

また、大分県独自のルールとして、新採用からおおむね10年間、様々な地域や学校を体験し、研修を積む広域人事異動の負担が今の若者には不向きなルールであり、改善しなければいけないのではないかと感じています。別府市として、特別支援教育支援員やスクールサポートスタッフなどの配置をいただいておりますが、現場のニーズに沿った補助員のさらなる増加をお願いしたいというふうに思います。

また、大学生や高校生向けに、教員の魅力を伝える広報活動や初任者研修のさらなる充実等、私も教員免許を持たせていただいておりますが、持っていながら活用ができていない人への魅力発信等、再教育研修制度などもあっていいのではないのかなというふうに思います。

では次に、学校の人員不足と言われている中で、各学校の防犯体制がどうなっているのかが気になります。教室を飛び出していく子どもに対して、管理職や学校事務、支援員の皆さんが担任と協力して対応しているという話も聞きます。また、給食のセンター化により、配膳などを校長や専科の先生が行っている学校もある中で、人員不足が目に見えて感じる中、いざ不審者等が出た場合の対応などは可能なのか心配をしています。親は学校に安心して子どもを預けています。もし、そこで事件や事故に巻き込まれたなんてことがあったら大変なことになります。各学校の防犯体制はどのようになっているのか、お聞きします。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

学校では、教職員の防犯意識の向上と安全管理の徹底を図るため、危機管理マニュアルを適切に見直し、教職員間の共通理解を図っております。その上で、学期ごとに避難訓練を実施するなど、組織的な対応ができるようにしています。また、速やかに警察に連絡する体制も取っています。

さらに、校内の防犯カメラ設置、市内50か所に見守りカメラの設置、警備会社による夜間警備も行っております。

○4番（森 裕二） 防犯対応というところは、誰もができなければ意味がないというふうに思います。そういった意味では、適宜危機管理マニュアルを見直しをしているということ聞き、安心をさせていただきました。また、組織的な対応ができるようにしているということも重要だというふうに思いますし、子どもたちにも防犯意識を持ってもらうこと

も大事なことだというふうに思います。これからも防犯意識の向上を図り、人員不足な面は防犯カメラや見守りカメラ、通報システムなどのハード面も利用しつつ、子どもたちの安全確保をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、人員不足として気になるのが、子どもたちの学力についてです。

教員の大量退職に伴い、経験豊富な教員が現場を離れ、20代から30代の若い教員が多く採用されているということです。指導力や人間力についてはまだまだこれからしっかりと研修をしていく必要があるというふうに思いますが、少人数学級になったとはいえ、30人から40人の子どもたちを相手にするわけです。きめの細かい指導が十分にできていないのではないかととも思います。学校によっては、学力の格差が生まれているということも聞いています。

そんなときに有効だと感じるのが、A I型教材のQ u b e n aではないのかと思っています。このQ u b e n aは、一人一人に個別最適化された学習を行うことができ、苦手なところはどこなのかA Iが分析し、つまづいているところが前の学年であれば、そこからやり直すことができるという教材です。学力の面で、教職員が一人一人に向き合う時間が取りにくくても、それを補うのがタブレット端末を活用したI C T教育だと思います。

しかし、タブレット端末の利用には、各学校や学年、学級、教科によっても違いがあるように感じています。ある学校では、毎日子どもたちがタブレットを持ち帰り、自由に学習を進めている学校もあれば、月に一度しかタブレットを持ち帰れない学校もあるそうです。これから子どもたちには、I C Tは身近なものとして存在することは間違いありません。自由に使える子どもたちと制限のかかった子どもたちがいるということは、格差と考えられるのではないかととも思います。今後、市教育委員会として、I C Tの活用についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

タブレット端末をはじめとするI C Tは、使用すること自体が目的ではなく、学びを深めるための手段の一つとして考えております。授業の中では、協働的な学習の場面において積極的に活用するとともに、A I機能が組み込まれた学習ドリル等、個別最適な学習の場面でも活用しております。今後も使用目的を明確にし、学校、学年、学級間の差が生じないよう、学校や家庭においてI C Tを効果的に活用していくよう、各学校を指導してまいります。

○4番（森 裕二） 先日も、泉議員からタブレット端末の危険性についての御指摘がございました。そこについてはしっかりと行政の責任として取り組んでいただきたいというふうに思いますし、私も小学生の子を持つ親として、子どもが何をしているのか、しっかりと把握をしなければいけないというふうに感じています。

ただ、I C Tのいい部分はしっかりと利用すべきだと思います。勉強するときに、書いて覚える、見て覚える、聞いて覚えるなど、様々な学習方法があり、どれが合うかというのは人それぞれです。その選択肢の一つとして、タブレットを利用した学習というものがあってもいいのではないかと考えます。今後はI C Tを手段の一つとして、使用目的を明確にし、バランスよく利活用する方向でやっていただけるという答弁ですので、今後の状況を注視していきたいというふうに思っています。

続いて、生活排水についてお聞きをしていきます。

生活排水は、私たちが生きていく上で必ず出てしまうものです。しかし、それによって自然環境をどれだけ汚してしまっているのか、皆さん意識をしているのでしょうか。川や海にはもともと自然の力で浄化する自浄作用がありますが、家庭からの生活排水が増え、自浄作用を上回り、川や海が汚れる原因となっています。

そこで、別府市において生活排水の現状についてどうなっているのか、お聞かせくださ

い。

○上下水道局下水道課長（田邊和也） お答えいたします。

別府市では、公共下水道に接続された排水と合併処理浄化槽で個別処理された排水が適切な生活排水の処理方法となっています。そのうち公共下水道についてですが、各家庭の排水を道路内に埋設された排水管を通して、亀川の中央浄化センターまで運んでいき、そこで集中的に浄化処理して海に放流しています。公共下水道は南立石、鶴見、朝日、亀川などの山手の一部を除いた地域を計画区域と定めて整備を進めているところです。

行政区域内の人口に対する普及率は令和5年度末時点で69.4%、下水道の計画区域内の人口に対する整備済み人口の割合であります下水道整備率は87.4%となっています。

○4番（森 裕二） 別府市の生活排水は公共下水道等浄化槽により処理をされており、市内の下水道計画区域のうち87.4%が整備されており、残り12.6%が未整備ということです。下水道が整備されている地域からの排水は、排水管を通して亀川の中央浄化センターにて浄化処理をされるため、排水による川や海の汚染はないと考えていいと思っています。

では、下水道計画区域外に当たる地域には、下水道が整備をされていないため浄化槽にて処理を行うということになりますが、市内の浄化槽の現状はどうなっているのか、お答えください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

浄化槽にはし尿だけを処理する単独処理浄化槽と、し尿を含め台所や洗濯機から出る生活雑排水を処理する合併処理浄化槽がございます。大分県によりますと、令和5年度末現在で、市内の合併処理浄化槽は3,954件、単独処理浄化槽は1万4,059件でございます。山間部を中心に、市街化区域に混在している状況でございます。

し尿くみ取りにつきましては、市内に366件存在するとのことでございます。

○4番（森 裕二） 合併浄化槽は家庭から出る全ての生活排水を浄化して河川へ流すもので、単独処理浄化槽はし尿処理だけしか対応しておらず、その他の台所やお風呂、洗濯等から出る排水は全てそのまま川へ流してしまっており、自然環境へ大きな負担をかけています。別府市においては、単独処理浄化槽の数が合併浄化槽の約3.5倍あり、まだまだ普及が進んでいない状況です。水洗便所化が進んでいないし尿くみ取りもいまだに存在をしているということで、恐らく市街地の地域ではなく、山間部の集落ではないかというふうに推測をしますが、これらも自然の力のみで浄化できているとは限りませんので、自然環境へ大きな負担がかかっていることだというふうに思っています。

ここまで別府市の生活排水の現状について見てきましたが、私がなぜこの問題を取り上げたのか、それは別府市内を流れる春木川や境川、平田川などをはじめとする川と別府湾の汚れ方がひどいと感じているからです。そう感じているのは私だけではないと思います。私が子どもの頃は、よく春木川に魚釣りに行っていました。当時から川は泡立ち、汚水の臭いがする中、テラピアやコイ、グッピーなどを釣って遊んでいましたが、とても持ち帰る気にはなれず、キャッチアンドリリースをして楽しんでいました。しかし、その際に魚が跳ねた川の水が服についただけで、汚水の臭いが染みつくなど、とても不快な思いをしていました。当時は川は汚いものと当然のように思っていました。別府市外の川を見ているときれいに澄み切っており、ここまでひどい状況というのはあまり見たことがありません。最近では、その当時と比べてまだ環境としてはましなほうになってきていますが、川の水が滞留するようなところは今も泡立ち、とてもきれいな川とは言えません。

このように汚れた川が別府湾に流れ込むのですから、別府湾から魚がいなくなるというのもうなずけるような気がします。別府には共同浴場も多く、その排水のほとんどは源泉かけ流しであり、浄化されることなく、そのまま川へ流れ込んでいるところもまだまだ多く存在をしています。私は別府市内の川や別府湾をきれいな状態にしていかなければいけ

ないというふうに思っていますが、別府市として生活排水についてどのような方針で進めているのか、お聞かせください。

○上下水道局下水道課長（田邊和也） お答えいたします。

下水道計画区域は、令和4年に広過ぎた全体区域を縮小し、縮小部分を浄化槽整備区域として整備を進めています。浄化槽整備区域については、施設単独浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えをする際は、市から浄化槽設置者に対し補助金を交付し、整備を促進しています。また、公共下水道については、個別の接続勧奨に加えまして、今年度から接続工事補助金を交付することにより、接続率の向上に努めています。

今後下水道の整備と合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理率の向上に取り組んでまいります。

○4番（森 裕二） 下水道は全体の計画区域を縮小し、効率のいい計画に見直しをしたということですし、接続工事補助金は交付するということですので、計画的に整備を進めていっていただきたいというふうに思います。合併浄化槽への切り替えにも補助金が出るといっていますが、現在の予算規模では年間45件程度ですので、全ての単独処理浄化槽の切り替えには、計算すると300年以上かかるという計算になりますので、さらなる促進をお願いしたいというふうに思います。

私は以前、山間部の集落の方に、地域活性化のため川遊びを提案をしたことがあります。すると、返ってきた答えは、川で遊ぶなんてとんでもない、昔から川はごみを捨てるところで、し尿から粗大ごみまで何でもかんでも捨てていた。現在はそんなことはなくなったが、当時捨てられていたもののうち、何が残っているか分からない、とても川で遊ぶなんてことは考えられないという話を聞いたことがあります。私はそれを聞いて、川の上流に住む皆さんが川を汚していれば、幾ら川をきれいにしようとしても意味がないというふうに感じました。現在はそのようなことはなくても、川は不衛生なところという固定概念はなかなか消えるものではないし、変えられないものだというふうに思います。

しかし、そうは言うてはいられない現状がもう目の前に来ていると思います。水質汚染は日本だけではなく、世界中で起こっています。今、私たちが小さなことからでも始めなければ自然の生態系は変わり、未来の子どもたちは魚を食べることすらできなくなってしまいかもしれません。そんな未来を子どもたちに見せてもいいのか、豊かな川を復活させ、もう一度別府湾の再生を目指さなければいけないのではないかというふうに思います。

これ以上、川や海の汚染を防ぐためには、市民一人一人の意識改革が必要です。別府市として今後どのように取組を進めていくのか、お聞かせください。

○上下水道局下水道課長（田邊和也） お答えいたします。

公共下水道や合併処理浄化槽の整備は、海や川の水質を改善し、市民の皆様の暮らしや環境を守る重要な社会基盤整備と認識しています。これまで、市報や上下水道局が発行する広報紙、中央浄化センターでの親子見学会や小学校の社会科見学、アースデイなどを通して、公共下水道などの生活排水処理の大切さや仕組みを広報してきましたが、今後も機会あるごとに広報啓発活動に努めてまいりたいと考えています。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

本課といたしましては、生活排水に対する指導啓発といたしまして、年2回の市報により、きれいな川を守るための浄化槽、法定点検について周知を図るとともに、次世代を担う児童や学生への環境学習といたしまして、し尿処理施設の見学の機会を提供しているところでございます。

今後は単独処理浄化槽を有する御家庭に対しまして、法定点検等の機会を捉え、合併処理浄化槽設置費補助金制度の広報・啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

○4番（森 裕二） この問題は上下水道局と生活環境課だけの問題ではなく、市全体で取

り組まなければいけない問題だというふうに思います。もちろん、川や海を管轄する国や県にも協力をしてもらわなければいけません。一人一人の意識改革を行い、私たちにできることを少しずつ行うことで、小さな工夫が大きな成果になります。あわせて、合併浄化槽への切り替え等、公共下水道への敷設を進め、生活排水の浄化に力を入れ、さらなる啓発活動を行うしかありません。全市的な取組をお願いして、次の質問へと移りたいというふうに思います。

では次に、競輪場施設の活用についてお聞きをしていきます。

別府競輪からは、年間多くの収益が一般財源に繰り入れられており、議員になってからのほうが競輪事業の必要性をととても感じていますが、多くの市民には競輪場があることは認知しているものの、競輪を含め、ギャンブルをしない人には親しみのないものとなっているというふうに思います。

そこでまず、競輪場の使用状況についてお聞きをしたいと思います。別府競輪場でレースを開催している日数と、他の競輪場で開催されているレースの車券を発売する場外開催の日数がそれぞれどれくらいあるのか、お聞かせください。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

全国には43の競輪場があり、毎日どこかの競輪場でレースが行われております。別府競輪の開催日数は、令和5年度は112日で、6年連続で全国1位となりました。令和6年度は104日となる予定です。

また、場外開催の日数は、令和5年度は329日、令和6年度は338日となる予定でございます。

○4番（森 裕二） 別府競輪では年間100日以上で開催ということですので、年間で約4か月ほど別府競輪場で実際にレースを開催しているという計算になります。これは、6年連続で全国1位ということはすばらしいと思います。また、場外開催はほぼ毎日行われているということでもございました。これほど多くの日数開催されているとは正直知りませんでしたので、びっくりしたというのが本音でございます。しかし、最近は別府市でも取り組もうとしているスマホやパソコンから気軽に投票できるインターネット投票の割合が増えてきており、以前と比べて、競輪場へわざわざ来場して投票しようとする方は少なくなっているようです。しかし、既存の競輪ファンのみだけではなく、新規の人を取り込むには、やはり競輪場に来てもらうことが重要だというふうに思います。

私も競輪はしたことがないので、初めて競輪場へ行ったのは競輪場を使用したイベントのときでございました。そこで初めて、競輪場の中はこんな感じなんだなというふうに感じました。もし、そこで一度投票してみませんかと促されていたら、やっていたんだろうなというふうに感じています。

そういう意味では競輪場の認知度を上げ、実際に競輪場に来てもらうことは重要だというふうに思います。公営事業局として取り組んでいることがあればお聞かせください。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

昨年7月に開催しました開設記念競輪では、キッズダンスやベリーダンスなどステージイベントやキッチンカーなどの出店など、10月に開催しましたGⅢナイター競輪では、ステージイベントやキッチンカーの出店のほか、婚活イベントなど、競輪ファン以外の方々にも楽しんでいただける企画を実施いたしました。9月に開催したスターナイトフェスティバルでは、ふだんは入れないバンク内でスカイランタンを飛ばすイベントに、小さいお子さんから大人までたくさんの御参加をいただきました。

また、3月16日に初めて開催しました別府競輪場ジョブトライアルでは、小学生や高校の自転車部の生徒の皆さんに、地元大分支部の選手たちとの交流やレースの審判、実況放送などの仕事を体験していただきました。別府競輪の魅力や意義を伝える貴重な機会に

なったと思っております。

- 4番(森 裕二) 様々なイベント、取組を行っているということがよく分かりました。公営事業局としては、別府競輪誘客プロモーション事業仕様書というものを毎年作成をして、イベントや広報宣伝業務を行う際の細かいことを決めております。これを見ますと、既存のファンに向けたイベントだけではなく、新規顧客獲得のためのイベントを進めるということが書かれておりました。また、別府競輪のCMもとてもユーモアの効いたものが多く、イメージアップにつながっているというふうに感じています。

では次に、施設の貸出しについてお聞きをしていきます。

現在、別府競輪場の施設や場所の中で、市民や団体に貸出しをしているものを、それぞれ貸出し日数や利用状況、どのような団体が使用しているかについてもお聞かせください。

- 公営事業局事業課長(山本直樹) お答えいたします。

バンクにつきましては、開催に支障のない範囲で貸し出しています。高校の自転車部やアマチュアの自転車競技団体の練習や大会など、令和5年度の貸出しは18団体、181日、令和6年度は2月末までで20団体、181日でした。

競輪温泉の2階にあります市民広場や第5駐車場にありますふれあい会館も、会議室として貸出しを行っております。貸出し日数は、令和5年度は市民広場が86日、ふれあい会館が27日、令和6年度は2月末までで、市民広場が85日、ふれあい会館が44日でした。利用される方は、吹奏楽や社交ダンスの団体、地元の自治会などです。駐車場があり便利であること、また市民広場につきましては、駐車場の中にあり、周りの、周りに民家がないため、吹奏楽の団体にも気兼ねなく音を出せると好評をいただいております。

サブスタンド3階にありますマルチスクエアやサブスタンドの西側にありますスポーク広場では、民間の団体がフリーマーケットやマルシェを開催いたしました。令和5年度は1日、令和6年度は3日の開催でございました。

- 4番(森 裕二) バンクを競技団体の練習や大会に貸出しをしているということは、スポーツの推進、競技人口の維持増進のためにも良いことだというふうに思いますので、今後も可能な限りの貸出しをお願いしたいというふうに思います。また、民間の団体にフリーマーケットやマルシェで貸出しをすることも、気軽に競輪場へ行ってみようというきっかけになるというふうに思いますので、引き続き続けていっていただきたいというふうに思います。

ただ気になるのが、競輪温泉2階の市民広場と第5駐車場にあるふれあい会館です。これの利用が極端に少ないなというふうに感じます。市民会館が年間で約3か月ほど、ふれあい会館が年間で1か月前後の利用ということで、まだまだ認知されていないことが主な要因ではないかというふうに考えます。現在は吹奏楽の団体が利用しているということですが、周りに家が少なく、気兼ねなく音を出せる環境というのは、別府市内にはそうそう多くございません。また、駐車場がたくさんあるというところもメリットだというふうに思います。そういういい面を前面に打ち出すとともに、さらにお勧めの団体や、こういった使い方ができるなどの提案をすることで、さらに利用者が伸びるのではないかとというふうに思っています。

また、競輪温泉も昔は競輪開催中は無料ということでしたが、現在は1回110円の入浴料を取っているということをお聞きしましたが、それでも赤字ということをお聞きしております。それであれば、思い切ってもっと料金を値上げして、市民利用と市外利用で違う料金設定にして、市民は安く、市外の利用の方は高く利用してもらおうということも考えてもいいのではないかとというふうに思います。

インターネット投票の利用者が増え、来場しなくてもいい環境が進んだことで、競輪場のサブスタンドや広場などの大きな建物や場所には未利用のスペースや時間が増えている

というふうに思います。また、以前あった競輪場近隣の駐車場は今はほぼなくなっていますが、現在は 180 台分の駐車場があるのみということをお聞きしておりますが、それでも大きな集客が見込める GⅢ以上のレース用に維持をしているだけで、ふだんは一部しか利用ができておらず、全ての駐車場が埋まるのは年間数日だけだというふうに思います。駐車場台数を確保するだけであれば、立体駐車場でもいいというふうに考えます。例えばスーパーなどの地域需要に合った集客施設を建設し、そこに立体駐車場を整備すれば、スーパーに来たついでに投票しようという行動が起きるというふうに思います。実際に、スーパー併設の宝くじ売場というものは既に存在をしておりますので、逆の発想で、競輪場にスーパーがあってもいいと私は思います。

また、別府市は全体的に子どもが遊べる施設というものが少なく、特に雨天時に遊べる施設もないというふうに言われています。家族で来れるような集客施設を誘致してもいいのではないのでしょうか。ほかにもすぐ対応できそうなものとして、キャンピングカー専用の宿泊施設です。これなら電源施設を準備するだけで、競輪温泉にも入れるし、別府市のポータルサイトを構築する「アソビュー！」から予約できるようにするだけで、「アソビュー！」の利用者に別府競輪の認知度を高められるというふうに思います。今ある有効なスペースを活用し、今まで競輪場に見向きもしなかった子どもから高齢者まで誰もが利用でき、何度も来たくするような施設をつくることで、そこに集まってきた人たちに競輪をアピールすることができれば、別府競輪に親しみを持ち、新規利用者の獲得もできるのではないかとこのように思います。

また、競輪をやったことのない来場者に対し、ネット投票ができることや、投票のやり方やかけ方を直接御案内したり、出走表の見方を御案内するだけでも、ちょっとやってみようか、レースを見てみようかと思う人は多いというふうに思います。そうすることで、競輪の収益が上がれば、一般会計への繰入れにもつながり、別府市民の競輪に対する理解度も上がるというふうに思いますが、スペースの有効活用についてどのようにお考えでしょうか。

○公営事業局参事（大町 史） お答えいたします。

未利用スペースなどの活用につきましては、別府競輪場が持続可能で魅力ある施設として、安定的かつ継続的に収益を確保できるようにしていくため、3月末に策定予定の別府競輪場再整備基本構想をベースにして、長期的な視点であらゆる可能性を考えてまいります。

○4番（森 裕二） では最後に、競輪場施設の一時避難施設としての可能性についてお聞きをしていきます。

亀川地区は海拔も低く、収容施設は亀川小学校の体育館、北部中学校体育館、旧別府羽室台高校体育館、すきっぷパーク、立命館アジア太平洋大学体育館となっており、どの施設も競輪場周辺からは遠く、一時避難所も離れたところが多いため、近隣住民からは別府競輪を一時避難施設として使用することができないのかという御意見をいただいております。災害時の一時避難施設としては使用ができないのか、お聞きします。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

現在、別府競輪場につきましては、避難所としての指定はしておりません。

その理由といたしましては2点ございます。1点目は、競輪場は海拔2メートルから3メートルの位置に立地し、津波発生時の避難目安となります海拔10メートルラインを下回っており、津波の避難所としては適さないこと。2点目は、洪水ハザードマップにおいて床下浸水のおそれのある洪水浸水想定区域の0.5メートル未満の位置に立地しており、洪水時の避難所として適さないこと。以上の理由により、避難所としての使用は想定しておりません。

○4 番（森 裕二） 競輪場が避難所として適さないというところはよく分かりました。

では、避難所が遠いと感じている競輪場の近隣住民はどうすればいいのかについてお聞かせください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

地震による津波の際の避難、避難など突発的な災害の際は高台へ避難するか、近隣の津波避難ビルへ避難していただき、まず命を守る行動を行っていただきたいと思います。台風や大雨などの進行型災害の場合は、災害発生のある程度の予想は可能ですので、市が開設した最寄りの避難所へ、風雨が強まる前に早めの避難を行っていただければと考えております。

○4 番（森 裕二） ありがとうございます。やはり、災害は日頃からの備えと早め早めの行動が大事だと思います。

それでは、これで私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○9 番（美馬恭子） おはようございます。日本共産党、美馬恭子です。

質問の前に議長、今回の質問の取下げと変更についてお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○議長（加藤信康） 許可します。

○9 番（美馬恭子） 3 番の医療介護福祉行政についての中の括弧 3 番、高額医療費助成の見直しについては、今回は取下げさせていただきます。重要な問題ではありますが、再考の上次回に回させていただきますと思います。そして、1 の介護の基本については、2 の介護人材確保の項目の中で一緒に質疑させていただきますと思います。よろしくお願いします。

それでは、早速 1 番目から質問に入りたいというふうに思います。

学校給食、育ちゆく子どもたちの未来についてということで、1 番、食生活の基礎となる食育についてというところでお伺いしてきたいと思います。

この項目に関しては、以前もずっとお尋ねしてきていますが、今回はもう少し深くお話をしていきたいというふうに考えています。食育とは、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要であるというのが一番最初に書かれています。現在、朝食を抜いてくる児童生徒の割合は、2015 年からほぼ横ばいと言われていて、4.5%とも言われています。その理由としては、朝起きれない、早寝早起きの習慣が少し欠如している、親が朝食を摂らない食生活の乱れがあるのでしょうか。子どもとの生活の時間帯が異なる個食など、様々な要因があるようです。その結果、朝からぼーっとしている状態で授業に集中できないというお子さんも多いとお伺いします。今言いましたように、教育の根幹は子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくことであります。そのためには学力はもちろん必要ですが、何よりも体をつくる食が重要と考えます。調理されたものが手軽に手に入る現代です。子どもたちは空腹を満たせばいいと考えて、食べるものを選んでいないのでしょうか。

現在、別府市ではどのような食育が行われているのか、教えてください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

別府市教育委員会では、令和 5 年 7 月に別府市立学校における食育推進計画を策定し、各学校が主体となって、保護者や地域との協働による食育を実践するとともに、現在 3 名の栄養教諭が子どもたちの実態に応じて、食の重要性や心身の健康、体の発育、地産地消、さらには箸の使い方まで、様々な視点から食に関する指導を行っております。

○9 番（美馬恭子） 食というのは、生活の上では欠かせない大事な視点です。これをいかに知らせ、理解させていくのが本当に大切になってきます。しかし、食育が形だけの教育になっていないでしょうか。食を知ることは自分の命を知ることであり、自分を大切に

することにも直結しています。子どもたちが与えられた食事を待つように、教えてもらう知識で満足するだけではなく、自ら食に関心を持ち、情報にアクセスし、食を見直すことができるようにするためには、給食センターの栄養教諭などが食育事業のために、各学校を回るのには限界があるとも感じています。各学校で食育事業以外の食育活動は実施されているのでしょうか。

(議長交代、副議長日名子敦子、議長席に着く)

○教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

栄養教諭等各学校の食育担当者や担当等から成る食育主任会がございまして、ここが連携を図って各学校の食に関する年間指導計画を立案するなど、年間を通して子どもたちの実態やそれぞれの地域に合った食育活動を充実させるために取り組んでおります。

○9番(美馬恭子) 自校式給食から給食センターとなりました。調理されたものが運ばれてくる献立に関しては、分かる、ある程度の知識も入ってはくる。しかし、旬、産地、食の自給率、米がなぜ高騰しているのか、野菜不足や高騰など、今を子どもたちと話せているのでしょうか。食育とは、それら全てをひっくるめての教育になると思います。その点をもう一度しっかり検証しつつ、食育を考えていただきたい。物が豊富にある時代だからこそ、食と向き合う時間を持つことはとても大切だというふうに思います。それを小学生、中学生の段階に沿って、ぜひ別府市として特別な食育ができるように心から望んでおりますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

さて、それでは2番目、有機農業と有機給食についてというところでお伺いしていきたいと思います。

全国的に有機農産物の取組が進んでいます。有機農業とは、有機JASマークのついた付加価値の野菜、化学農薬や化学肥料を使わないということが前提のようです。土壌環境や生物多様性を守りながら、環境に優しい農業を目指すとされています。

しかし反面、一般的な栽培法に比べて病害虫や雑草対策が困難、時間がかかるということも聞きます。日本は気候的にも高温多湿、病害虫の発生もあり、管理が大変難しいと。収穫の不安定さもあり、いまだに全耕地面積の0.7%にすぎない有機農業というふうにされています。コストがかかり、収量も上がらない、形がよく、見栄えのよいものが流通に上がる、そんな面からコスト面や有機の意義が価格に反映されにくく、消費者にはなかなか広がらない、ただ高いというイメージが先行しているというのも現状のようです。

そこで、子どもたちのアレルギーが多様化している現在、その背景には、大気汚染や化学物質の増加などの環境の変化、食生活の変化など様々な要因があると推測されます。臼杵市では行政と生産者が一体となって有機農業に取り組み、子どもたちにも安全でおいしい野菜を提供しようと、学校給食にも取り入れています。別府市でも、子どもたちが安心して食べることができる野菜を学校給食に取り入れる、これはどうでしょうか。

○教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

現在、農林水産課が生産者とともに化学肥料や農薬の使用量を減らした農産物を、環境に優しい農産物として研究中でございます。学校給食納入業者として登録をしている生産者の中にも、この取組に参画をしている方が複数いらっしゃいますので、令和6年度は、この生産者から減農薬で栽培をしたピーマンとサツマイモを納品をいただいた例がございまして。

○9番(美馬恭子) 以前にも何回か質問等でお話をしましたが、大分県下でも臼杵市の取組は全国的にも有名です。有機のJASマークの取得ではなくて、臼杵独自の取組として減農薬野菜等にはほんまもん野菜のブランド名を付けたり、学校給食にそれを取り入れています。給食畑の野菜などの広がりも見せているようです。その中で、子どもたちが今日はおいしさが違うとまで言うようになったという話も聞きます。令和4年度末時点で、193

市町村が学校給食で有機食品を活用しています。令和4年度以降、オーガニックビレッジの取組を開始した129市町村のうち、約9割の117市町村においては、学校給食に関する取組も実施しています。学校給食を考えることで、多くの地域が減農薬栽培にかじを切り、各地でブランド化としての立上げも進んできているという話も聞きます。

そこで、環境に優しい農産物という取組は、減農薬野菜を学校給食に取り入れる後押しになるとも考えています。現在、別府市は食と観光という切り口で減農薬の付加価値野菜をホテル・旅館向けに研究しているということのようです。これに学校給食という販路が加わることで、別府市の農業ブランド化を図れるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

現在、学校給食センターで調理をする10品目の指定野菜のうち、生産者が環境に優しい農産物として取り組んでいる6品目につきましては、可能な範囲で取り入れていきたいと考えております。しかしながら、学校給食センターは毎日限られた時間内に調理・配送を行いますので、大量の野菜の下処理を機械で行います。学校給食で用いるためには、この機械作業の規格に合う形や大きさの野菜を選別をして納品をしてもらうということが必要でございまして、農林水産課はじめ関係機関とともに、規格外の野菜の取扱いや販路などの課題を整理して、必要な検討を進めてまいります。

○9番（美馬恭子） 減農薬野菜は、今言われたように本当に形がふぞろい、そういうことを考えるきっかけとしても、月に一、二回でもよいので給食にぜひ取り入れてもらいたい、スーパーで売られている無農薬野菜が、形が悪くても高い値段がついているのはなぜなのか、子どもたちにその意味を分かってもらい、そういうことも食育から考えられることだと思います。小さな単独調理場ではできないことでも、センター化したことでできるスケールメリットはないでしょうか。センター化したからこそ、市全体の取組として減農薬野菜の生産を支援する取組は考えられないでしょうか。

その点を考えて、減農薬野菜を少しずつでも学校給食に取り入れていっていただきたい、そのように考えますが、いかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

子どもたちが正しい知識を持って安全な食品を選択できる能力を身につけることも、食育の目的の一つと考えます。食育活動を通して、食の安全性や食品の生産から流通に関する正しい理解を促すとともに、別府市独自の取組であります環境に優しい農産物の活用拡充に向けて、今後、関係各所と連携を図ってまいります。

○9番（美馬恭子） 有機栽培といっても、なかなか難しいのが現状です。私は農業の経験もありませんから、どれほどの手間暇がかかり、時間とお金がかかるのか、全てが理解できているわけではありません。しかし、今、食と観光に重点を置いて動き始めている別府市、長野市長がいつも言われているように、日本一おいしい給食を目指す上でも大きな起点になると考えています。学校給食に関しても、ぜひ一緒に前に進んでいきたい、いただきたいという思いを切に持っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、それでは3番目、学校給食の無償化についてお尋ねしたいと思います。

学校給食の無償化については、今回三重議員、塩手議員からも提案含めて質問が出されていました。その上でお尋ねいたします。

学校給食費について、国が無償化に向けて動き始めているようですが、この動向をどのように捉えていますか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

政府は学校給食費の無償化について、まずは小学校を念頭に地方の実情を踏まえ、2026年度に実現をする中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現するとの方針を示し

たところでございます。本市としましては、学校給食は学習指導要領における教育課程上の学校教育活動として位置づけられておりますので、学校教育での基礎的経費である学校給食費は国の責任において財政措置を講じることについて、これまであらゆる機会を捉えて、一貫して国に要望してまいりました。政府の給食費無償化の動きは、このような要望の実態や物価高騰、子育て世代の支援等の社会状況を背景にしたものと考えております。

○9番（美馬恭子） 政府は、令和8年度に小学校から、その後速やかに中学校にも拡大するという方針を出していますが、国の動向に先駆けて、別府市独自に小中同時に給食費を無償化してはと思いますが、いかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

給食費の無償化には、将来に向けての安定的な財源確保が必要であることは言うまでもありませんが、今後、政府の方針決定後の動向や他都市の状況を注視し、諸課題を整理した上で、慎重な検討が必要と捉えております。

○9番（美馬恭子） 別府市で全て無償化するには、年間3億4,000万円の費用がかかるというふうに言われております。毎回同ような答弁をお聞きしていますが、学校給食無償化の自治体は、1,794自治体のうち722自治体は何らかの形で無償化を実施しています。この中には別府市も含まれています。全く支援要件を設けず、小中学生の全員を対象に無償化を実施している自治体は547自治体と、かなりの広がりを見せています。

今回答弁された中にもありました、一律無償化に向けては児童生徒間の公平感の確保など問題もあるというふうにも言われていますが、ぜひ前向きに今後検討していただきたいという思いを伝えて、次の質問に入っていきたいと思います。

物価高騰の中で、市民の生活についてということでお尋ねしたいと思います。

エンゲル係数が増大していることについてということですが、2人以上の世帯におけるエンゲル係数が28.3%と、比較可能な2000年以降では最大というふうになっています。更新するのは2年連続ということで、かなり上がってきている。エンゲル係数というのは、家計支出に占める食費の割合で、生活水準の指標ともされています。この数値が高いほど、生活が苦しいと考えられています。普通、家計収入の15ないし20%が適正値とされていますから、今の現状はかなり高いということが分かります。

さて、物価高騰により皆さん生活が苦しくなっています。特に高齢者の方々などは、ここ最近本当にエンゲル係数大きくなってきている状況を踏まえ、非常に厳しい生活状況だと考えますが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えします。

物価高騰の折、年金以外の収入を持たない高齢者の方々の生活につきましては厳しい状況にあると考えております。

○9番（美馬恭子） 本当、一言で言えば厳しいですね。主食であるお米の高騰、異常気象による野菜類の高騰、世界情勢による様々な高騰、3月には冷凍食品や乳製品、衣料品など、2,343品目もの値上げがなされました。これに伴い、外食産業の値上げも後を絶たず、本当に家計は苦しい状態が続いています。

さて、高齢者年金生活者の厳しい生活状況についてですが、このような状況の中で、趣味にかかる費用や旅行・娯楽にかかる費用、衣服費などは我慢せざるを得ない状況です。これに関しては我慢することもできるでしょう。しかし、光熱費や水道料金などは、ある一定までは抑えることができるかもしれませんが、これはかなり厳しいと思います。そして、食費に関しては、量を減らすとか回数を減らすということは、即命に直結します。本当に厳しい生活どころか、命に関わることになりかねません。

そんな中、高齢者や年金生活者の厳しい状況について、食事について何か支援などをされているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えします。

高齢者福祉課におきましては、高齢者の食事の支援として配食サービスがございます。これは現在のところ、市内3事業者において、昼食の弁当を、1食350円で見守りを兼ねて御自宅に配っているサービスでございます。

○9番（美馬恭子） この配食サービスを受けるには、所得制限など一定の条件があるとお聞きしておりますが、これ以外の宅配サービスとしては何かございますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

配食サービス以外でお食事を御自宅に届けるといったことは行っておりませんので、あとは民間が行っている宅配サービスになってくると思います。

○9番（美馬恭子） 高齢者配食サービスは、在宅での食事の調理が困難な独り暮らしなどの高齢者にお弁当を届けて、高齢者の健康保持や孤独感の解消、安否確認を行うということも目的にしています。所得要件としては、単身の場合は年金収入及びその他の所得金額を合算して、200万円未満であることというふうにされています。利用審査表により、在宅での食事の調理が困難であると認められる65歳以上の独り暮らしの方などに配食されているようです。

民間での配食サービスとしては、1回の配達には390円から700円程度、年齢条件等は関係なく幅広く活用されているようでありますけれども、やはり費用はかさみます。このほか、いろいろと地域包括支援センター等で相談することもできると思いますので、ぜひ活用していただきたい、そんな思いを持っております。

さて、次にですが、市として市民生活を支える手だてとしてはどうでしょうか。令和6年4月からの支給分から考えますと、老齢基礎年金が6万7,000円前後、老齢厚生年金が14万円前後、夫婦ともに厚生年金受給の場合は29万円、どちらか一方が厚生年金受給の場合は21万円前後、夫婦ともに国民年金受給の場合は13万5,000円程度ということになっています。家計調査年報から見ていきますと、65歳以上の無職の方の月の支出額は大体26万8,000円というふうにされています。これを見ても、赤字か、本当にぎりぎりの生活状況ということになります。

このことを考えても、今働ける間とは考えて職を探したり現在も働いている、そういう方々が大変多いのではないかというふうに考えていますが、別府市において65歳以上の方で就労されている方が何人ぐらいいらっしゃるか、分かれば教えてください。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

令和2年度データによる国勢調査におきましては、市内65歳以上高齢者の就業者数ですけれども、約9,000人とのことでございます。

○9番（美馬恭子） 今のが令和2年度の状況ですから、それ以降まだ増え続けているのではないかと考えます。元気な間は働き続けたいと思われる方も多いと思います。しかし、働きたくても働けない、働く場所がない、やはり体にこたえるという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そんな中、高齢者の方々が、お住まいの状況により違うとは思いますが、どのような物価高騰に苦しんでいるのか。市としてはどういうふうな物価高騰に携わっているのか、高齢者の方々について、手だてが必要ではないかと思いますが、この点何かありましたら教えてください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

生活困難な高齢者の方々や収入の少ない方などの支援といたしましては、国、県、市と連携した取組の中におきまして、給付金事業や各種公共サービスの減免など、多岐にわたる支援がこれまでも行われておりますが、福祉におきましては住民税非課税世帯支援の給付金の支給、またその他市といたしましては、物価高騰対策として省エネ家電の購入補助、

またごみ袋の無料配布などを行っているところでございます。

また、介護保険制度におきましては、介護保険料やサービス御利用負担の軽減をしておりますし、社会福祉協議会におきましては生活資金の貸付けなども行っている状況です。様々な助成を受けるには要件等もございますが、こういった取組において支援を行い、図っているところであります。今後も物価高騰に伴う支援につきましては、国等の動向も注視しながら協議してまいりたいと考えております。

- 9番（美馬恭子） 本当に様々な支援がなされていることは私も承知しています。この支援が皆さんの手に届くように、ぜひ広く広報していただきたいですし、また、今、課をまたいでいろいろ支援をされていますけれども、課を超えての相談体制など、年配者の方にも分かりやすい形で取り組んでいただけるように、今後も前に進めていただきたいと思いますというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

3番、医療・介護・福祉行政についてです。

介護人材の確保のところでいろいろ聞いてまいりたいというふうに考えています。介護保険制度ができたのは2000年です。介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しようという優しさに根差した制度として生まれました。その制度ができて25年です。優しさだけでは支え切れない数々の問題、特に財源面や人員面など根本的な土台がぐらつき、この先どのような形になっていくのかと不安でたまらないというのが今の私の実感です。

今回は一番の課題でもある、財源面もそうですけれども、一つの地方自治体として介護をどのように捉え、社会で支えていくのかというところを質問していきたいというふうに考えています。

介護保険制度ができた当時、介護養成の学校は全国で500校あったと聞きました。それが現在では半分に減り、250校になっています。大分県下には介護士を養成することが必要ということで、5校の養成校、そして学科もできました。しかし、現在では2校のみとなっています。別府市には1校、皆さんも御存じでしょうが、別府溝部学園があります。大分市には、智泉福祉製菓専門学校という学校があります。このような中で、かなり厳しいのが今の現状です。

さて、介護福祉士への養成学校、本当に減ってしまいました。私は今回介護職の現任者研修、今一般の方にも広げているということで、研修にも参加してきました。本当に介護職に関わる方々は大変だということを実感いたしました。別府市の介護人材確保についてどのような取組をされているのか、お聞きしたいと思います。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

現在、本市が行っております取組といたしましては、大きく3つございます。福祉介護について興味を持っていただくため、中学2年生に対して専門職の方が学校へ訪問して授業を行う福祉・介護訪問授業、介護福祉士の養成校にて現職の介護職員及び介護に興味のある一般参加者に介護の仕方などを研修し、離職防止や介護者のスキルアップ等を目的とした介護職員現任者研修、そして県の貸付事業を利用後、別府市で就労する方に対して支援金を支給する介護人材確保支援金などがございます。

また、他課の取組ではございますが、介護職の方の御家族が別府市へ移住した場合などの支援金も、介護人材確保の取組の一つでございます。なお、介護人材確保としましては、国へさらなる処遇改善を求めていますし、また外国人材確保につきましても県とも情報連携に努めておるところでございます。

- 9番（美馬恭子） 今さらながらですけれども、研修に行って、看護とは病者を看ること、介護とは生活者を見ること、看護は脈を取ること、介護はその人の人となりを知ること、介護とは福祉そのものなのだというのを、改めてといいますか、理解いたしました。出

だしも中身も異なる専門職です。ここをしっかりと理解していくことが大切だというふうに考えています。介護は決して医療や看護の下請ではありません。介護職を専門職としてリスペクトしていくことが、本当にこれから介護人材を増やしていく上では大切なことだというふうに考えています。先ほども言いましたが、介護職員の現任者研修、年々参加人数が少なくなってきた。今回も7名でしたかね。4日間受講したのは、私含め5名でした。ちょっと寂しいかなという感じもいたしました。

そんな中で、予算決算特別委員会でもお聞きいたしましたけれども、今後対象者とか、開催時期を拡充していくのはどうかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えします。

令和元年度より、本研修の対象者はこれまでの専門職のみから介護に興味をお持ちの一般参加者の参加も可能とするなど、対象者を幅広くしているところではございますが、今後も研修を希望される方が参加しやすいよう、御指摘の対象者や開催時期等につきましては、委託先である学校法人とも協議してまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） そうですね。先ほども言いましたけれども、介護自体を全ての方に知っていただくために、広く研修会を実施していくことは本当に必要だと考えています。また、65歳以上の方々が職を探している、やりがいのある仕事を見つけたいという方々にとっても、研修は一步になるのではないかなというふうにも考えています。

以前も言いましたが、住み慣れた自宅で最期まで過ごしたいという方は大変多いです。しかし、身内に介護の負担をかけたくないと思っている方もまた大変多いです。介護職はどこも不足しているのが現実です。訪問介護所にしても、全国的に本当に激減してきています。別府市ではそこまで大きな激減は見られていないようですが、そんな中、少しでも介護が身近に見えるようになれば、介護職への選択の道も広がっていくのではないかなというふうにも考えていますので、今回現役の方だけではなく一般の方もということとはとてもよい方向性ではなかったかなというふうにも考えています。

さて、あと中学2年生を対象にということでしたけれども、介護・福祉の授業を行っている福祉・訪問事業についてですけれども、授業のほかに、介護の職場体験などをさせてみてはと思いますが、これはどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、毎年専門職の方を派遣し、市内中学校の御理解もいただきながら、福祉・介護に関する福祉訪問授業を開催しておりますし、中学校では技術・家庭科の家庭分野にて、高齢者の介護について座学が行われているとお聞きしております。

また、市内中学校では本年度より職場体験学習が本格再開となり、これは介護を希望する生徒さんと限られてはいますが、多くの中学校において介護保険施設への職場体験を行っている現状でございます。

○9番（美馬恭子） 視野を広げていく取組は、中学生にとってもとても重要なことだというふうに思っています。しかし、先ほども言いました、ただ授業で教えるだけではなくて、魅力ある介護職との関わり、また働いている方の体験談など、実践的な内容も取り入れれば、もう少し興味が湧いてくるのではないかな。そしてそれを聞いた方々の中で、幾人かが介護に目を向けてくれる、そんな工夫も必要だというふうにも考えていますので、ぜひ今後とも前に向かって進んでいただきたいなというふうに考えています。

さて、この項最後になりますが、現在外国人材として、ミャンマー、ベトナムから来ている介護従事者が大変多いようです。私が聞きましてところ、溝部学園でも30人の学級のうちで、20人がミャンマーから来ている若者たちだという話でした。その若者たちは大変優秀で、今回の試験にも以前の試験にもほとんど100%合格をしたと。日本語に関しては来たときはおぼつかなかったかもしれないけれども、今は冗談も日本語で言えるよう

に、みんな若さの上か、成長しているというのをうれしそうに話してくれました。

そんな中で、今後日本人の介護人材だけではなく、外国人の人材、本当に受け入れることが必要だというふうに考えています。この点、別府市ではどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

先ほども介護人材確保のところで少し答弁いたしましたが、外国人材確保につきましては、日本人の介護従事者の確保とともに考えていかなければならないことだと認識しておりまして、現在、ベトナム、インドネシアの連携協定も行っている大分県や、介護労働安定センター並びに県の社会福祉協議会とも情報を共有しているところでございます。

技能実習制度に替わり、令和9年6月までに創設される育成就労制度の内容も確認しながら、外国人確保についても支援の在り方を協議してまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 本当に、介護の現場、在宅での介護、今から応援していただかないといけないのがグローバル人材というふうにも思っています。いち早く積極的な取組をしていくことが、本当に必要だというふうに考えます。現在でも病院施設とあまり縁のない方々には見えていないかもしれませんが、市内の民間の介護施設などには多くの外国人の方々が従事されています。明るく元気な姿はとても好感が持てるものです。こんなことを考えれば、ぜひ、日本人の若者たちにも、そして外国人の若者たちにもぜひ門戸を広げていていただきたいというふうに考えますので、今後の取組、前向きにお願いしたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

さて、最後の質問に入りたいと思います。

教育行政についてということでお尋ねいしたいと思います。今回、森議員も教育関係についてお尋ねされていましてので少し重なる点もあるかと思いますが、よろしくお尋ねしたいと思います。

まず最初に、教員の長時間労働についてです。ここ数年、教員不足が問題視されています。教員採用試験は年々倍率が低くなるにもかかわらず、受験者は一向に増えません。新年度各学級の担任が整ったとしても、非正規教員が配置されるなど、厳しい状況も続いているというふうにも聞きます。教員不足が取り沙汰されていますが、お聞きしたところ、4月の学年開始時期には充足しているというようなことでした。しかし、学年末になれば、病気や産休・育休などで教員不足は少なからずあるということもお聞きしました。教員採用には正規採用以外にも非正規採用があり、その中にもかなりいろいろな条件のある採用の仕方があると聞いて、私もびっくりしてしまいました。学級や人数により教員数が決まるということのようですから、学年開始時期の教員数確保は本当に大変なことになるでしょう。

教員不足により、4月当初に欠員の学校があったということをお聞きしましたが、その一因として、忙しさ、本当にあるのではないかというふうに考えます。別府市の教員の時間外勤務とかはどのようになっているか、お尋ねします。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

市内教員の勤務の状況につきましては、出退勤時刻の管理システムにより把握しております。令和5年度は、時間外勤務が月当たり45時間を超えた教員の割合は、月平均で18.0%であります。

○9番（美馬恭子） 今の回答で、約18%の教員が毎月の残業時間数で40時間超えの勤務をしているということのようです。文部科学省の教員実務実態調査から、教員の平均勤務時間は、これは2022年度の統計になりますが、持ち帰り残業も含めて、小学校の教諭は平日で11時間23分、週当たりに59時間19分、中学校の教諭は平日で11時間33分、週当たり63時間59分とされています。このような長時間労働がいまだにまかり通っている

のが現実のようです。なので、別府市の状況も全国とさほど大きく変わることはないのではないかなというふうにも考えています。

働き方改革が示されています。長時間労働の是正は、緊急な課題だとも言われています。そんな中で、教員の忙しさばかりがクローズアップされて、働き方改革が遅々として進まない。そうすれば、教員を目指す若者も増えないのではないかなというふうにも考えますが、働き方改革に向けてどのような方策を取られているのか、お伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

別府市立学校業務改善計画に基づいて、業務改善を進めるとともに、それに係る意見交換会を年2回実施しております。また、毎月の校長、所長会議におきまして、校種別の超過勤務の割合を示したり、全市一斉の定時退勤を促したりして、働き方改革を進めております。

さらに、各学校の授業時数が標準授業時数を超えていることから、令和7年度からは、週当たりの授業時間を1時間削減予定でございます。これにより、教職員が子どもと関わる時間の確保や、より深く教材研究をする時間に充てることができます。また、子どもたちにとっても有効な時間の使い方を学ぶ機会になると考えております。

○9番（美馬恭子） 前向きに働き方改革を実施されているようですけれども、なかなか成果が見えないというのが私の感想です。

さて、それでは2番、教員定員数は今の教育に見合っているのかというところでお聞きしていきたいというふうに考えています。

悲しいですけれども、教員は今や子どもたちの憧れの職業にはなっていません。これは何が原因なのでしょう。一番近くで教員と接している児童生徒が一番分かっていることだと考えます。話しかけても、忙しそうに落ち着かない先生、一緒に遊ぶことも少なくなってきた現状です。ちょっと待ってね、今度ゆっくりねと答える先生、そして子どもたちからは声をかけることが減ってきています。小学校の低学年では、担任の先生が外の世界の大人との初めてのつながりになるのかもしれませんが。中学年、高学年になれば、家庭では言えないちょっとした悩みを先生に聞いてほしいと思う子どもたちも出てくるのではないのでしょうか。そして中学生になれば、大人への一步を踏み出す生徒にとって、先生は道しるべになる存在かもしれません。しかし、今の先生は忙し過ぎます。ICT教育が加速する中で、先生自身の勉強も大変でしょう。働き方改革と言われ、長時間学校に残ることも大変。持ち帰りが多くなり、結局家に帰っても大変。こんな状況、子どもたちに見えていないはずはありません。今教育を受けている児童生徒が、将来教員の道を選ぶ、そういう存在になるのです。その児童生徒にどのように向き合っていくのかを考えることが、今後の教員志望者数に大きく関わっていくということは、言い過ぎではないというふうにも考えています。

さて、そこで、1学級の児童生徒数が多いことも、教員の負担増につながっているというふうに考えています。現在、小中学校における1学級当たりの児童数の上限は何人なのか、お尋ねいたします。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

小学校1、2年生及び中学校1年生は、県の方針として、30人が上限となっております。また、そのほかの学年は、国の基準に基づき、小学校3年生から5年生が35人、小学校6年生、中学校2年生、3年生は40人が上限となっております。

○9番（美馬恭子） 教員定数がどのように決められているのか、1学級当たりの児童数により教員数が決まるということになるのでしょうか。改正義務標準法が2021年3月31日に可決成立されました。令和3年度から段階的に導入されてきた35人学級、令和7年度には全学年が35人学級になるということです。本当に待ちに待った改正です。

今後、中学校でも 2026 年度から 35 人学級を導入するというような方針も決定されたようです。本当に一歩前に進んだと喜んでいますが、現状を見れば、それで本当によいのかなという思いも浮かんできます。

次に、少人数学級の編成についてお尋ねしたいと思います。

今回、今言いましたように本当に大きな動きとなりました。少人数学級の実現で、教員の働き方に変化はあるのでしょうか。それは令和 7 年度以降をしっかりと見ていくことが必要だと考えています。少子化の中で、教員定数は増やさずとも十分充足されるはずという考え方からか、一時期教員採用数が減らされました。しかし、今、教員数は足りていません。これは何が問題なのでしょう。このことに関しては、今後しっかりと検証していく必要があります。

そして、さらなる少人数学級に向けて、1、2 年生に関しては県の方針としては現在 30 人学級とのことです。教職員の負担が減るだけでなく、細やかな指導、支援ができるのではないかと喜んでおります。その方針を 3 年生以上にも広げていくというお考えはありますか。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

1 学級当たりの児童生徒数はより少ないほうが、きめ細やかな指導、支援もできると思います。今後とも、これまで同様に県のほうに働きかけていきたいと考えております。

○9 番（美馬恭子） 先ほどもお話ししましたが、今、時代は本当に大きく早く動いています。ICT 教育も見見る間に学校の中に根づきました。しかし、少子高齢化もそれ以上に速い流れで進んでいます。子どもたちが次の世代を担っていくためには、今までの時代とは違う困難が待ち伏せていることでしょうか。しかし、子どもたちにとってまた大きな希望もあると思います。その道しるべになるためには、教員は子どもたちの目線でつながっていくことが必要ではないかというふうに考えています。いろいろな形で、市独自で教員定数を広げることも可能なはずです。ぜひ検討していただきたい。さらなる少人数学級をとお願いして、私の今回の質疑、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（日名子敦子） 休憩いたします。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○20 番（市原隆生） よろしくをお願いします。

副議長にお願いがあります。これ担当課にも加藤議長にも伝えておりますけれども、2 番の後に 4 番の認知症施策ということで質問させてください。これは答弁が同じ担当課です。そのようにさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（日名子敦子） 許可いたします。

○20 番（市原隆生） それでは質問を始めさせていただきます。

最初に AED の配置ということでお尋ねします。

もう十何年前に AED を各学校に配置をしていただきました。その際にやはり想定をして、こういったときに必要だろうということで、大概のところは体育館の入り口とかその辺に設置していただいているというふうに記憶しております。いろいろな救急救命講習等あるときも位置を確認したり、そういったこともしていた記憶があります。

その中で、先般教室でずっと病気を持ってる子どもが、そういったちょっと大変な状況になったと。いよいよ AED を使用したいというときに、やはり体育館まで取りに行っていなければならない状況であったということをお聞きしました。

そういった中で、AED、もちろんそういった必要な事態が発生しやすい場所に置いておくということも大事でしょうけども、人がいつもいる、例えば事務室とか教職員室等に

置いてあるということも大事じゃないかなというふうに考えたところであります。そういった相談も受けた経緯がありまして、今回の御質問させていただきました。

今のところAEDの配置の場所は体育館のところというふうに私は記憶してるんですけども、確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

平成16年7月から医療従事者以外でも使用することが可能になりましたので、別府市では平成19年度から学校現場へのAEDの設置を進めており、現在では全ての市立小中学校の体育館に配置をしております。

○20番（市原隆生） 体育館ですね。そういった中で、例えば必要になった、必要になるような事態が発生した、これが教室等の棟の中で発生したというときに、やはりどなたもおられなかったら体育館まで取りに行行ってまた帰ってこなければいけないというような状況になるということでもありますけれども、できたらもう1台、教職員室または事務室等、何かがあって連絡があれば持ち出す人がそこにいるというような状況のところに設置をしていただくことができないか、その点はいかがでしょう。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

現在、体育館に配置をしている理由についてでございますが、一般財団法人日本救急医療財団のAEDの適正配置に関するガイドラインには、学校における心停止の多くは運動中に発生していると記載をされております。また、児童生徒に限らず、学校施設を地域住民に開放している休日や夜間にもAEDを使用できるようにするため、現在AEDは小中学校の体育館に配置しているところでございます。

一方で、議員にも御相談があったように、体育館と管理棟が離れた場所にある学校からは、万が一の場合にAEDの装着に時間を要するという相談も受けてございます。これらのことを踏まえて、令和7年度当初予算に必要経費を計上いたしまして、小中学校に各1台AEDを増設する計画でございます。

○20番（市原隆生） ありがとうございます。ぜひ、連絡があったらそこに人がいて、すぐに持ち出せるというところに設置を、それぞれの学校で状況は違うと思いますが、そういったところにも設置をお願いしたいと思います。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

では続きまして、低所得者の移動支援ということでお尋ねをします。

これは新年度の事業として、タクシーを呼んだときに300円かかってしまうという状況になるときに、バスチケットをそこに使うことができますよということをしていただけるということでありました。大変にありがたい判断だというふうに思いますし、このバスチケットを持っておられる高齢者の方もその点は助かるんだろうなというふうに思っております。このバスチケットも、300円それで払うという状況の中で、これも半額でそれぞれ購入していただいているものですから、300円払っても一応150円のおまけということになってくるんだろうなというふうに思います。

そこで、高齢者の方はやっぱりどっか体の調子悪くされてて、病院に通われてる方も多い。どうしても病院に何回かは行かないといけない、これを行つとかなないと大変に体調が悪くなって、命に及んでくるという方もおるといふふうに思います、高齢者の方です。そういったときに、どうしても病院に行かなければいけない状況の中で、迎車料金300円の半額の支援ということでもありますけれども、その辺を全部、特殊な状況を鑑みてということにはなってくると思います。その辺はきちっと精査していただいていいと思うんですけども、そういったところの迎車料金については、何とか全部支援をしていただけるというようなことにならないか、その点はいかがでしょう。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

これまで高齢者の移動支援並びに社会参画の支援として、ひとまもり・おでかけ支援事業で、70歳以上の市民の方にバス回数券を販売していましたが、議員御説明ありましたように来年度よりタクシーの利用に関しましては、タクシーを呼んだ際に発生します迎車料金300円分につきましても、バス回数券を利用できるようにしたいと考えております。この分に関しましては、現時点においてこの内容にて運用したいと考えております。

- 20番（市原隆生） こういった迎車料金が発生するという事の中で、いち早く新年度から、そういったバス回数券をそこに充てることができるというふうに判断をしていただいた、この決断の早さというのは非常に高く評価したいと思いますけれども、そういった高齢者の方に限って言えば、やはりどうしても行かざるを得ないような状況というのがあります。そういったときに、迎車料金というのは必ず発生するということでありますけれども、そういった特殊な場合には、ということでもいいと思うんですけども、今後そういったところの手だても考えていただきたい。新年度からそういった、新しくかじを切っていただくとお理解をしておりますし、いい判断していただいているなというふうには考えておりますけれども、その一歩先をね、今後考えていただけないかということをお願いしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

では、次の認知症施策ということでお尋ねをしたいと思えます。

今、認知症の方というのが市内にどのぐらいおられるかということをまずお尋ねしたいと思えます。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

要介護認定における認知症高齢者は、令和6年9月末時点で約5,600人いらっしゃいます。

- 20番（市原隆生） 5,600人ということでありまして、私が想像してたよりかなり多い数だなというふうに思いました。こういった方に対する対策として、国のほうもいろんな法律をつくって対応していると思うんですけども、オレンジカフェの会、これを全国で展開をするような形が今進んでいると思えます。

別府市内において、このオレンジカフェの開催、開設、それから利用状況というのはどのようなになっているでしょうか、お尋ねします。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

オレンジカフェ別府は、野口ふれあい交流センターにおいて毎月第3土曜日の午後1時半から3時半までの時間で開催しておりますが、令和5年度は25人で、令和6年度は今年2月末時点で38人の利用がございます。

- 20番（市原隆生） 大体認知症の方の数と比べて、開催の状況、また利用者の数というのがなかなかマッチしていないなという気がするんですけども、先日重松議員の質問の中で、各地域で高齢者の方の集いの場を設けているというようなこともありました。その話を聞きまして、一つはそういったところもカバーしてくれているのかなということも思ったんですけども、今、別府市のほうで開催しているオレンジカフェについては、月に1か所、1回で利用者也数十名ということでもあります。

実は私、亀川のほうなんですけども、場所を提供したいので、地域の方のために使ってくれませんかという声をかけていただいている方がおりまして、ちょっと方々だからこんなことをやりませんかというふうに声をかけているんですけども、その中で、例えばオレンジカフェの開設の要件というものがありましたら教えてください。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えします。

個人で開催している団体につきましては、特段の要件はございませんが、開設の補助金を支給している自治体もございまして、その場合は組織体制の整備ですとか、場所の確保、開設日数や時間など何かしらの補助要件を設定しているところが多くございます。

○ 20 番（市原隆生） 補助要件を設定しているところがあるけれども、こういったところをクリアしてないといけないですよということはないということですか。そこをちょっと確認したいんですけど。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

特段、設定についての要件はございません。

○ 20 番（市原隆生） ありがとうございます。このオレンジカフェの開催している状況をネットでも確認できるんですけども、いろんな団体の方が中心になって、例えば地域の方がやってるとか、包括でやってるとか、あとそういった高齢者の施設の方が中心になってやってるとか、全国いろいろ形態があるようです。例えば地域で場所を提供しますよ、あとじゃあ人がそろって、そういったお声かけができれば、できるのかなと、今課長の答弁を聞いて思ったんですけども、例えばオレンジカフェをじゃあ開設をしたいという声があったとき、別府市としまして、例えば補助金等を出すような支援が今後進められるかどうか、その点はいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

これまではコロナ禍の影響もあり、参加者が少ない状況下で、新たに開設までは考えておりませんでした。そういった意欲のある方々が実際にいらっしゃるということであれば、検討する必要があるのではないかと考えております。

○ 20 番（市原隆生） やはり高齢化が進む、それから空き家も増える、空き家対策として、そういった地域の方で使ってもらえるような活用ができないかということも以前に提言させていただきました。そういったことも含めて、高齢者、またそういった認知症に関わる方の支援というのが今後ますます必要になってくるんじゃないかと思えますし、そういった、地域のために何かしたいという声が上がってもなかなかそれを形にできることが今までなかったんですけども、できたらそういった志を持って、何か地域のために応援したい、役に立ちたいという方がありましたら、ぜひその声を受けていただいて、何らかの後押し、支援等していただけたら大変ありがたいと思えますし、今の課長の答弁を聞きまして、私も今相談を受けてるところについては、こういったことでやりませんかというような声かけをしていきたいというふうに思ってますし、そういった、じゃあオレンジカフェという形でやってみましょうかという話になったときにはまた相談をさせていただきたいと思えますので、ぜひ開設に向けて頑張っていきたいというふうに思います。大変にありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは、ちょっと順番を変えさせていただきました。路面下空洞対策ということで質問させていただきます。

これね、埼玉県の八潮市ですか、大きな陥没があつて、大変な騒動になっておりますし、やはり広域で下水道つくってところの管の大きさというのが、もう規模が違うなというふうに大変驚いているところです。5メートルの管でね、トラックの運転席がすっぽり入ってなかなかそこに手が届かないというような状況になっているというのも、本当にこちらの地方では考えがつかないような状況であります。

このたび、また国土交通省のほうから、2メートル程度の管があるところについてはきちっとまた検査をするようにということだったそうですけども、大分県内では3市、大分市と臼杵市と佐伯市だったそうですが、別府市が入ってなかったの、そういった大きな管が通ってないのかというふうに思いましたけれども、今回の事故というか、東京でも以前に大きな陥没事故がありましたし、そういった下水道管による空洞ができて陥没があったというような事件は、もう今までも何回もありましたし、そういったのを受けて過去にも、この別府市内におきましてそういった調査をやっていると思うんですけども、路面下の空洞調査する方法と、それから今までの調査の実績をまず御答弁ください。

○都市整備課長（川野康治） お答えします。

一般的な調査方法としましては、地中レーダー探査という方法が用いられます。道路上から道路の下に向けて電磁波を照射し、その反射波から空洞や埋設管の位置などを推定する方法であります。専用の調査車両を使用して、時速 60 キロほどで走行しながら、道路を破壊せずに広範囲の空洞状況を効率よく推定することができます。

別府市道における調査実績につきましては、平成 26 年度に朝見北石垣線、通称鶴高通りを約 3 キロ、平成 27 年度に秋葉通り線を約 2 キロ調査しています。また、別府市内の大分県管理の国道、県道につきましては、緊急輸送道路である国道 500 号ほか 5 路線、約 50 キロを平成 30 年度から順次調査を行っていることに加え、全ての県管理路線において、日々のパトロールにて路面異常を確認していると聞いております。

また、別府市内の国道 10 号につきましても、日常のパトロールにより路面異常があれば随時路面下空洞調査を行っているということでもあります。

○20 番（市原隆生） いろんなメカを使って検査をやったということでもあります。当時、東京での事故があったときに、いろいろそういった事業をやっているというところのお話を聞かせていただきました。こっちだと多分ジオ・サーチなんかが来てやってるのかなというふうに思うんですけども、道路を非破壊検査って言って、電波を当てて空洞を調査するというようなやり方で、掘り返さなくても、本当に今、課長おっしゃったように、60 キロで通るその車を通すだけで空洞の状況が分かるというような、大変に進んだ技術があるというふうにお聞きしました。

別府市内はそういった大きな管が通ってないということでもありますし、されたのも約 10 年前ということでもあります。今後ともそういった道路の維持管理については、しっかりとやっていただきたいと思うんですけども、もう一つ言いましたけども、別府市は扇状地、坂のまちですから、側溝とか水路、これが非常に方々に通ってしまっていて、雨が降るたびに勢いよく水が流れるということで、この水が流れていく途中で、やはり周辺の泥を巻き込んですかしていくと。そうするとどうなるかというと、大きな穴は開きませんけれども、小さなくぼみができて、アスファルトが落ち込んでくるというような状況になってきます。そうしますと、やはり別府市内、高齢者の方が多くて、時々何とかしてくれとか言われるんですけども、ちょうど高齢者の方の爪先が引っかかってこかしてしまうというような状況になるところが今まで何回もありまして、そのたびに補修はしていただいているんですけども、そういったところというのは非常に別府市内ができてやすくなっている状況があります。

そういったことも含めて、今後の道路維持管理方法について答弁してください。

○都市整備課長（川野康治） お答えします。

道路陥没の原因となります路面下の空洞につきましては、来年度に主要な幹線道路を含め、地中レーダー探査による路面下空洞調査を行う予定であります。議員言われました側溝等生活道路につきましても、排水構造物の点検や路面状況の目視でのパトロール、スマートフォンを使用した道路等の不具合を通報するシステムなどを活用して、市民からの通報にも素早く対応しまして、安全・安心な道路環境の維持管理を行っていきたいと考えております。

○20 番（市原隆生） ありがとうございます。道路の異常が見つかったとき、小さな陥没とかが見つかったとき、連絡したらすぐに来て補修してくれたという声もよく聞いておりますし、素早い行動で、本当にそういった事故が起こらないように努めていただいとよく理解しておりますので、今後ともそういった市民の安心・安全な生活のために、さらに努力をしていただきたいということをお願いをして、次の項目に移らせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、自転車トラブルの防止ということでお尋ねさせていただきます。

道路交通法上の自転車の位置づけというのが、今もう車と同じような形になっております。何か事故等あったときに、どういった、罰則って言うていいのか、どういった扱いを受けるのか、その辺分かる範囲で答弁していただけたらと思います。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

自転車は道路交通法では軽車両に該当すると同時に、大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第4条では、自転車利用者の責務といたしまして、自転車利用者は、自転車が道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両であることを認識し、酒気を帯びて運転しないことなどの遵守事項が義務づけをされているところであります。

また、自転車を安全で適正に利用しなければならないものというふうに規定をされているところであります。さらに、令和6年11月には道路交通法が改正されまして、携帯電話などを手に保持したままで自転車に乗りながら通話する行為や、画面を注視する行為が新たに禁止をされております。罰則の対象となるとともに、自転車利用者に対する交通法規は年々厳しいものとなっているところでございます。

○20番（市原隆生） そうですね、スマホを見ながら運転したり、また酒気帯びももちろん駄目です、もうこれは車、バイク等もそうですけれども、自転車についても酒気帯び運転がもう適用されるというようなこともお聞きをしました。

その中で、当然罰則も強化されているということでもあります。おおむね学校に通っている方、特に高校等では、そういった指導も多分行き届いてるんだというふうに思いますし、大概私も月2回ほど上人小学校の信号のところから登校指導に立たせていただくんですけども、その際に高校に通っている方というのは、大方信号をちゃんと守ってくれるし、ヘルメットもかぶって行かれる方がほとんどです。その辺指導が行き届いてるのかなというふうには思っております。

ただ、市内やはり留学生の方がおられまして、かなり上人、亀川の辺りでも留学生の方が自転車で通学されているというような状況があります。これもう前にも一度議場で質問させていただいたかと思うんですけども、やはり、日本の今自転車が置かれてる道路交通法上の扱いというのがよく理解されてないのか、いまだにトラブルがなくなるという状況です。つい先日、上人、亀川の辺、昔の道路がそのまま残ってますから、細くて曲がりくねった道というのが非常に多くありまして、そこを勢いよく留学生の方が自転車でひゅっと通っていくそうです。そうすると、ちょうど私お聞きしたときに、ちょうど目の前で高齢者の方とちょっと引っかけ、転倒したかどうかというところまではちょっと分からなかったんですけども、ちょうどそういった接触するようなことがあったというような報告もいただきました。

これ前にも、多分課長から、各学校にということで注意喚起をしていただいたと思うんですけども、いまだにまだそういったことが発生するということは、よく理解されていないのかなというふうに思っております。これ当然、ぶつかられたほうもけがをしていたりもしますが、そういった自転車で不注意な運転をして危害を加えるということは、大きな損害賠償にもつながってくるということになってくるかと思うんですけども、その辺の重たさというのを、許可をしている学校のほうから学生のほうに伝わってないのかなという気がしてなりません。そういったことがないので、人がいないだろうと思ってスピードを出しながら、曲がりくねった道路を勢いよく通行してしまうというようなことになっているんじゃないかと思っておりますし、これは1か所だけでなくいろんなところで結構勢いよく通っていくよという話は耳にすることになります。

そういったところで、日本の現状といいますか、このマナー、ルールについて、やはり理解が不十分じゃないかというふうに思っておりますし、許可をしている学校側からもき

ちっとやっぱり言ってあげないと、結局御本人、学生さんたちのためにならないというふうに私は思ってるんですね。その辺はきちっと注意が行き届くように、またそういった許可をしてる学校のほうにも注意喚起をしていただきたいと思いますと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

市内の３つの大学には英語版の交通ルールチラシを配布いたしまして、留学生に対し、日本の交通ルールの周知啓発に努めてきたところではございますが、大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第９条第４号に定められていますように、学校の長は在学する児童生徒または学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めるものとするというふうにされておりますので、学校側の責務も否めないものと考えております。

今後とも、警察、交通安全協会との連携の上、留学生を在学させている大学側に対しまして啓発の強化を図ってまいりたいと考えております。

○20番（市原隆生） よろしくお願ひします。せっかく日本を選んで、また別府を選んで来てくれた留学生に対しても、やはりこういった事故を起こさせて、またお国のほうに返していくというのは本当に残念なことだというふうに思いますし、やはりここにいる間、ルールを守って、本当に楽しく、また実りのある留学にしていいただきたいと思いますし、さらなる大学側への注意喚起というのも重ねてお願いをしたいと思います。

では、次、最後の質問です。

災害時の避難所開設ということで質問させていただきます。

これも前の議会でも質問させていただきました。いろんな災害があります。熊本地震のときのように、もう市内全土を揺るがして、大きな避難の状況になりましたし、それからちよくちよく台風が来て大雨が降る中で、避難所開設というようなこともありますし、そういったいろんな災害が襲ってくるわけですけれども、そのたびに規模の違いというのがありますから、当然開設する避難所の開設の仕方というのも変わってくるというふうに思っております。

まず開設の仕方とそれから運営の方針についてお尋ねしたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

避難所の開設につきましては、災害の種類によって利用できる施設は異なります。台風や大雨など進行型災害の際には、土砂災害や洪水の危険区域を避けて、最大１２か所の避難所を開設しております。運営につきましては、市の職員が避難所を開閉し、避難者の人数を確認して災害警戒本部に報告するなど、必要な対応を行っております。

○20番（市原隆生） そうですね、災害の大きさに合わせてそれぞれ開設をする場所、それから何か所にするかということもきちっとルールを定めて運営していただいているというふうに思います。

ただ、そのことがやはり市民、またそういった災害のときに、じゃあ何かで力を合わせて頑張ろうと言っている人、自治会等の役員さんたちにはあんまり伝わってないのかなというふうに思いますし、先般上人の会合に課長に来ていただいて、いろいろなお話をさせていただきましたけれども、そういった打合せの中で、この開設場所の選定とそれから運営を、できたら地域に任せていただいてやったほうが地域の方も納得できるんじゃないかと。先般の質問のときも、ちょうど雨の後の避難所の開設がありましたし、例えば上人・亀川地域だと、亀川小学校だけオープンしたということで、何で上人小学校が目の前にあるのに亀川小学校まで逃げんといけんのかいというような、そういったこともおっしゃりながら、そのときはそんなに大きな規模の災害というか、雨が大変降りましたけれども大事にはならなかったもので、ほとんど避難された方もなかったかというふうに思うんですけども、

ただ開設の仕方としておかしいじゃないかという声だけは大きく上がった、このことはお伝えしたいと思います。

先ほどのことですけども、やはり地域に任せていくというのは、私はこれから大事じゃないかなと思いますし、職員の方が全部受けてそこでされるというのも、これは例えば大きな災害になったときにはそれだけの職員の方がそこに全部行かないといけないような状況になりますので、それよりも地域の方が責任を持って運営していく、何かあったらお任せをするというような状況をつくっていくことが大事だと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

地域の皆さんが主体となって避難所を運営することは、災害時に理想的な形だと考えております。今年度も南地区で、別府市連合防災協議会主催の避難所運営訓練を実施いたしました。こうした訓練を通じて、地域の皆さんが避難所の運営に必要な知識や技術を身につけていくことが大切です。

先日伺わせていただきました上人校区自治会長会場で、地域の方だけで風水害時の避難所開設運営を行えるように、ノウハウを習得していきたいということで、来年度からモデルケースといたしまして、防災危機管理課と連携し、取り組んでいくこととなりました。まずは風水害時のみとしても、住民主体の避難所運営が実現すれば、全国的にも先進的な取組となります。市としても、防災訓練や防災講話を通じて皆さんのサポートをしていきたいと考えております。

○20番（市原隆生） ありがとうございます。本当に進めていただきたいなというふうに思いますし、この前私ちょうどたまたま課長が来てお話をさせていただいたときに、私も参加していたんですけども、できたらそういった防災に関わる専門家の方に来ていただいき、図上訓練、開設の仕方、運用の仕方といったことをいろいろレクチャーしていただけたら非常に助かるんじゃないかなというふうに思いますし、そういったことを通して、地域の方が本当に避難所を担っていける、そういった力になってくると思いますので、その辺も併せて実施していただけたら大変ありがたいなというふうに思っております。

また、そういった避難訓練等を行うときに、これも前にもやっていただきました備品につきましても、実際に使いながら数が足りてるか足りないか、またどういうふうに展開していくのかといったことも、地域の方がやっぱり分かってないと、そこも何か職員がおらんとやり方が分からんということじゃやっぱりいけないと思いますので、その辺も併せてやっていただきたい。避難所の運営の仕方、開設の仕方、運用の仕方、それを含めた図上訓練、また備品の展開の仕方等をお任せしていくというような方向がいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

現在、各自治会で避難訓練を実施していただいております。その際に、段ボールベッドや簡易トイレ、簡易テントなどの組立てを実際に行ってもらう取組も進めております。今後はより多くの住民の皆さんに参加していただき、誰もが避難所運営に関われるよう、実践的な訓練を充実させていきたいと考えております。

○20番（市原隆生） どうぞよろしくお願いいたします。

それで、私も防災士養成研修を受講させていただきました。別府市としても、自治会長の推薦があればいろんな費用を見るということで、防災士の養成を推進されておりますけれども、この取組、今どのようにしているのか、その点をちょっと教えてください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

本市では、防災士の資格取得後も実践的なスキルアップ研修を受講していただき、知識や技術をさらに高める取組を進めています。また、各地域に防災リーダーを配置し、それ

らの方々のネットワークを市内に広げることで、より強固な防災体制を構築することを目指しております。

○20番（市原隆生） そこに対して、この費用について、ちょっと教えてもらえませんか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

防災士の資格取得には約2万9,000円の費用がかかりますが、市としては公費負担による資格取得支援を継続していきたいと考えております。また、防災士だけではなく、地域住民や防災知識のある方を対象に、地域の防災に関する勉強会を開催することも有効な手段です。

こうした取組を通じまして、地域ごとの防災力を高める方法を検討していきたいと考えております。

○20番（市原隆生） ありがとうございます。防災士を受けるときに、本当にいろんな勉強をさせていただきます。すごい分厚いテキストと、それからワークシートといいますか、学んだことを全部書き込んでいくというようなことをやって、2日間の研修に臨み、最終的に試験を受け、合格することで防災士の資格を取得するわけですが、私決してこういった制度を否定するわけじゃないんですけども、実は地域の中には、ずっと消防団で頑張ってきて、ちょうど私より幾つか年が下の方、60歳過ぎてぼちぼちもう退団すると言ってからされてるんですね。そういった方というのは、消防団ですから、ずっと現場に出ておられますから、知識よりも実践で、もういろんな知識をやっぱり持っておられるわけですね、現場の知識といいますか、机上の知識ではなくて。

そういった方に、じゃあ自治会長の推薦をもらってから防災士を受けてといっても、特に必要性を感じられないというか、いやいやもうそこまでいかなくてもいろんなこと分かっているからみたいな感じでおっしゃるんですね。そうすると、例えば市のほうで防災に関わるそういった研修をやりましょうというときに、大概防災士にしか声がかからない状況の中で、地域の消防団で長年取組まれた方、いろんな現場の知識を持っておられる方、先日めね、消火栓のことでちょっとありましたけれども、そういったことも地域の消火栓については大方もう頭に入っておられると思うんですね。

そういった専門的な現場の知識をたくさん持っておられる方が、どうしてもそこから外れてしまうというような状況があります。防災士を受けてもらわないとそこに呼ばれないというような状況というのは、僕は非常にもったいないなというふうに思ってるんですね。よその市でありますけれども、防災士、受けていただくのは大変いいことだけでも、そこにやっぱり費用が結構かかってくるということの中で、現場で実際に役に立つ、そういった人材を育てるんだという形で、防災士という方向じゃなくて違う方向で、そういった防災に関わる人材を育てるというような市もあると、ちょっとどこか今忘れたんですけども、そういったところもあるようであります。

私はそういったことも大事じゃないかなというふうに思うんですね。消防団って何回も言いますが、せっかくそういった災害に実際に携わってこられて、防災に携わってこられた方が、実際にそういった方の知識を受け継ぐことができないような状況になってしまうというのは、私はもったいないと思うんですね、非常に。こういった方が一緒に地域の防災について取り組めるような、そういった仕組みをつくっていったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

防災士の資格の件につきましては、やっぱり地域ごとで高齢化している部分もありまして、これとあと若返りという面から、この制度については今後も継続していきたいと思っております。

それと、今おっしゃられたように、今回の上人校区のところがモデルケース的に今後住

民だけで、風水害時だけですけれども開けていこうという流れの中で、各自治会長さんとか、各町内の中にそういう防災士の経験があるとか、この人はこういう設備関係の仕事をしているからこういうことが向いているとか、そういう方をその場に一緒にお招きして、防災危機管理課としてその場に入っていっていろんな、モデルケースになりますが、そういったいろんな紆余曲折しながら完成形に行くと。その中に、そういう方たち参加していただくという形で、防災士の資格と、もう一つはそういう取組ということで、並行して来年度もいかせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

- 20 番（市原隆生） ありがとうございます。私、決して防災士を否定しているわけでも全くありません。やはりそこにいくまで、いろんなやっぱり勉強しないといけないし、テキストも読み込んでいかないといけないし、学習シートも全部書き上げていく、参加していく。それも非常に大事なことで、特に防災士でも全国ね、名刺に防災士って書いていたら、結構防災の取組をされている人だなというふうにも分かるぐらいのものですよ、今防災士というのは。

だから、私決して否定しているんじゃないんですけど、そこにせっかく現場の知識がありながら、そういったいろんな防災の取組のときに声がかからないというのは非常にもったいないなと。実は、私のところの今の自治会長も消防団をされてましたし、その前の自治会長も消防団におられました。今、私より3つぐらい下の63歳ぐらいの方が、この前ちょっともう年だから辞めさせてもらったという方もいるんですけども、そういった知識を持ってる方が本当に地域の中にいますし、そういう人たちはもう分かっているからみたいな感じでね、いやもうわざわざそういった資格とかもらわんでいいわという感じになってるわけですよ。

そういった方たちの知識をぜひいい形で利用できるような、そういった方向に持っていっていただきたいと思います。その辺、最後、局長何か答弁ありましたら。うなずきながら聞いていただきましたので、何かあったらお願いします。

- 防災局長（大野高之） お答えいたします。

この議場で防災のことをいろいろ答弁させていただくときに、自助・共助・公助という言葉を使わせていただきます。自治会におきましては、特に共助の部分を担当いただいています。各地域には議員おっしゃられるようにいろんな能力を持たれた方々がいらっしゃいますんで、そういったところを取りまとめていただくのは、我々が行ってというよりもやはり、もちろん地域の方々が一番お分かりだと思いますんで、そういったところで地域の方々に、我々としてもお願いしていくことはいろいろありますので、こちらからできることは惜しみなく御助言等させていただきますので、今後とも地域と連携して防災力の向上に努めてまいりたいと思います。

- 20 番（市原隆生） ありがとうございます。本当に市民の方から、別府市の防災どうなってるのって言われたときに、必ずその状況というのは、共助・公助の辺りのことを聞かれてくるんですけども、私やっぱり自助がきちっとやってないと、例えばいろんな防災に関わる知識を持ってたとしても、例えば地震があったときに、自分がけがをしてしまったら、当然共助にも公助にも移っていけない状況ですよね。自助があつて、なかなか動きができない高齢者の方であっても、自助のところがきちっとできていれば、あと共助・公助のところでも何とかなるわけですけども、その自助がきちっとできてなかったら、幾ら健康者で生きのいい若い人であっても、自助のところでつまづいてしまうともう次に進めないという状況です。

私は、いろいろ訓練とか、大切だと思っています。だけどやはり一番は自助、とにかくまず何かあったときに自分の命を守ってくださいね、体を守ってください、けがをしないようにということをきちっと訴えていくことが非常に大事だというふうに思っています。

し、私、地域で防災士というのをいただいている中で、そういったことを今訴えていくようにはしてるんですけども、市のほうにはやはり共助どうなってるの、公助どうなってるのということは聞かれることが多いと思うんですけども、やはりこういった防災のことについて、まず自助というところを、これから特にきちっとやっていく、そういった方向をまたお示ししていただきたいなというふうに思いますし、私もしっかり地元で防災のために頑張っていきたいというふうにまた新たに決意をしていますので、またいろいろ御指導していただくことがあるかと思しますので、どうかよろしくお願いいたします。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○15 番（森山義治） 質問に入る前にお願いがございまして、2 項の（2）産業政策課の取組については、観光課の取組となります。また、（5）につきましては聞き取りで理解いたしましたので、割愛をさせていただきます。議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（日名子敦子） 許可いたします。

○15 番（森山義治） それでは、公共交通についてであります。まず、インバウンド対策事業と運転手確保についてであります。

人材確保は、何も公共交通に限りませんけども、御承知のように全国的にもバスやタクシー、トラックの運転手不足はいまだに深刻な問題となっております。あわせて路線バスにおいては、廃止や減便が相次ぐとともに、いまだ貸切バスの受注もスムーズにできないこと、またタクシーの稼働率におきましても低い状況のようであります。

そのような状況の中で、令和6年4月より国がライドシェアを解禁し、第1種運転免許のみで輸送できる日本版ライドシェアや公共ライドシェアが全国に拡大されつつあります。そこで、別府市におきましても、公共ライドシェアは浜脇や亀川地区で実証運行を始めておりますが、もう一方の日本版ライドシェアなどは、第2種運転免許を所持していないことから、安全面やお客様との、外国語を含めての接遇面が心配されております。

そのような状況の中で、令和6年度に日本を訪れたインバウンドの方が、過去最高のおよそ3,600万人と報道されておまして、別府市にも多くのインバウンドの方が増加傾向のようであります。その影響もあり、市民から一部の路線系統であります。バスに乗れなかったとか、タクシーが思うように利用できないなど、苦情をお聞きしておりますし、私も認識をしております。その対策事業として、令和7年2月10日に開催をされました別府市公共交通活性化協議会において、予定ではありまじょうが、道路運送法第78条第2号でのドアツードア型デマンドサービス運行の事業計画などが提案をされておまして、新聞等でも報道をされておりました。

まず、この事業は年間を通すのでしょうか、その運行時期や運賃、時間帯、また提案の中にありましたボランティア輸送の共助型ライドシェアについては、白タク行為に当てはまらないとお考えのようですが、インバウンド対策事業として費用対効果をどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

（議長交代、議長加藤信康、議長席に着く）

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

ドアツードア型のデマンドサービス運行の事業計画につきましては、現在関係事業者と協議を行っておりますので、詳細につきましては決まっております。

また、関係事業者と協議中であることから、詳細な内容はお答えすることができませんが、大分運輸支局の担当官も構成委員として参加されております公共交通活性化協議会の場におきまして、導入の可否が決定されるものでありますため、白タク行為には該当いたしません。

インバウンドライドシェアの事業につきましては、インバウンド需要に対する供給量が不足している現状を改善し、観光地としての責務を果たすことにより、需要を取りこぼす

ことによる経済損失を改善し、地域経済に大きな効果をもたらす可能性が非常に高いと考えておりますので、費用対効果は十分にあるものと考えております。

- 15番（森山義治） おおむね計画はできているのではないかと予測をしておりますが、事業の詳細は決定していない。また、共助型ライドシェアは白タク行為には当てはまらないということですが、運転手のほうから代金を請求すれば白タク行為になるのではないかと考えております。しっかりした教育は必要であると考えますし、慎重に進めていただきたいとお願いするところでございます。

また、ライドシェアもカープール型とかTNCサービス型とかいろいろあるみたいなので、この内容が決定しましたら、やはり私をはじめ議員にも早めに教えていただきたいと願うところでございます。

さらに、費用対効果は十分にあるとお考えのようですが、当初予算において、交通体系整備促進に要する経費としておよそ1億8,600万円の内訳で、別府市公共交通活性化協議会へ負担金がおおよそ9,100万円となっております。昨年度のおおよそ9.7倍となっております。この数字を見ましても、自治体ライドシェアなどは今後も拡大していくことが予測されておりますが、現在実証運行中の湯けむりライドシェア、また今後予定である扇山循環線やインバウンド対策事業などを考えますと、今より多くの運転手が必要ではないかと予測いたしますが、現在の運転手採用状況について、年齢層や男女別についてお尋ねします。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

ドライバーにつきましては、現在、短時間の勤務の方もいますが、男性17名、女性11名の28名のドライバーを登録しております。平均年齢は50歳でございます。

- 15番（森山義治） 現在は4台運行しているわけですが、ハイエースなどを運行しているのに対しまして、28名も登録されているということは、今後を見込んでの採用であると予測をいたしますけれども、採用人数は増えていけば、例えばライドシェアの運転手から第2種運転免許取得を促すことができるのではないかと考えます。そのことについてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねします。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

ライドシェアの運転手がタクシーやバスの運転手になりたいとの申出があれば、事業者を紹介してまいりたいと思っておりますが、ライドシェアの運転手は、副業的な働き方をしている方が圧倒的に多く、例えば子どもさんを学校に送り出してから帰宅するまでの空いている時間を活用した主婦の方や、定年退職後にちょっと稼げる短時間労働を希望する年金受給者の方など、これをきっかけに次のキャリアに進もうという方は現在のところいない状況でございます。

- 15番（森山義治） 今のところ希望者はいないということでありまして、今後に期待したいと思います。

そこで、バスやタクシー運転手の確保ができさえすれば湯けむりライドシェアやインバウンド対策事業などは必要ないと考えておりますけれども、なぜいまだにバスやタクシーの運転手不足は続いているとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

バスやタクシーの運転業務は、拘束時間が長く、残業も多く、不規則な勤務時間であり、一方でほかの業態に比べ賃金水準が低いことなど、労働条件がかなり厳しいことが事業者のヒアリング等を通じてもうかがえ、これが原因で、若者世代の就労につながらず、人材不足に陥っているものと思われます。

- 15番（森山義治） 私も、次長の答弁のようにそのとおりだと思っておりますけど、御承知のように、交通政策基本法第21条に、人材の確保、これに必要な労働条件の改善を含むの支援がしっかり明記されていることを踏まえ、別府市は国の移住定住促進事業を活用

した運転手確保の事業をしていただいておりますけど、今年度で終了することが3月12日の予算決算特別委員会で答弁をされておりました。

その運転手確保について、これまでの成果、また今後についてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねします。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

これまで事業者とともに就職説明会に参加し、国の補助メニューを活用しながら、別府市独自の補助金制度により支援をしてまいりました。この事業を通じて、就職者の増加には一定の効果が上がっていると考えております。具体的には、タクシー事業者では、令和5年12月の日中のタクシーの稼働率が41%であったものに対しまして、本年度同月におきましては48%と7ポイントも改善しております。

また、バスの運転手につきましても、連携して就職相談会を開催するなどの結果、令和5年度、令和6年度の2か年で10名もの方が入社されており、改善傾向にあります。

しかし、若者世代の就職率が低いことに加え、離職率が高いこと、そして結果的に運転手の高齢化が進むことで、体調不良や定年に伴う退職が増え、全体的に運転手不足が解消されていない状況にあるものと報告を受けておりますので、今後につきましても、交通事業者と連携した支援の在り方など、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 今後もしっかり連携していただきたいと、お願いをいたします。

タクシーの稼働率は運転手が増えて改善していること、またバスにつきましても、一定の効果があるとのことですが、残念なことに、次長が答弁のように、労働環境が合わず、途中で退職される方もいるようであります。また、運転手不足は全国的な課題であり、一つの対応策として、国は補助金を出したモビリティ区分、レベル4に向けた事業を進めているようであります。タクシーにおきましては、東京や京都、また大阪など外国人ドライバーを雇用している事業者もあり、バス事業におきましては、愛知県岡崎市と名鉄バスのように、定住に向けた提供や生活サポートの支援体制をしながら、外国人ドライバーに向けた取組が進んでいるようであります。今後も、国がこのような支援をしていくものと思われましますので、引き続き国の動向を注視しながら、各事業者としっかり連携していただきたいと思います。

それでは、次の項目に入ります。

次に、路線バスの車両についてお尋ねします。

先ほど質問いたしました、令和7年度中にインバウンド対策事業として、ドアツードア型デマンドサービス運行の事業計画は現状を鑑みてやむを得ないのかなと考えておりますけど、インバウンド対策として、そのほかにも、路線バスの大型化が考えられますし、現在季節や曜日、また時間帯によっては、乗客数の違いは当然あるでしょうが、観光名所でもある別府駅西口発の湯布院行きや鉄輪行きなどが時間帯によっては満車となっているようであります。そこで、地元のお客様が、途中から乗るんですね。途中から乗車するお客様が停留所で乗車ができないなどの苦情を私もお聞きしておりますし、私は路線バスに乗るんですけども、利用した際に、そのような光景を何回か見かけております。

そこで改善策として、路線バスの大型化や増便、またはキャリーバッグの運送方法等が考えられます。そこで調べてみますと、現在鉄輪行きや湯布院行きなど、毎日運行している通常の路線バスは全長はおよそ9メートルで、座席数は26座席、定員が55名のようであります。通常より少し長い路線バスは、全長はおよそ11メートルで、座席数は32、定員が81名ということで、現在よりも26名多くのお客様が乗車できるようであります。しかし、バス1台は新車で数千万円以上するという高額のものでありますので、国や県の補助金は当然活用していただき、それに別府市のほうで助成し、湯布院行きや鉄輪行きの専用バスとして運行していただければ、インバウンドの方をはじめ多くの市民を輸送できる

と考えます。

今後に向けて、バス事業者と前向きに議論していただきたいと考えますけども、御見解をお尋ねいたします。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

交通事業者からインバウンドが拡大する中、供給量を拡大するため、11メートルの路線バスの導入を決め、その導入に向けた取組を進めているとの報告を受けております。

車両等の購入につきましては、国の補助メニューなどもあることから、必要な情報提供などを通じた事業者支援を今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 前向きに何かね、少し改善されているということで、いいことだと思っておりますけども、今回は別府市としては購入費につきましては助成は考えていないということで理解いたしましたけども、インバウンド対策として、バス事業者が何台購入するのか分かりませんが、1台ぐらいではその効果は小さいと考えます。

今後は国や県の補助金に加え、別府市も車両購入時には上下分離式も考えられますので、公共交通という観点から検討していただけますようお願いをしまして、次に、インバウンドの方などが持ち歩くキャリーバッグの運送についてですが、例えばインバウンドの方をはじめ、お客様からキャリーバッグの運送費をいただいて、例えば運送会社と連携して、キャリーバッグのみを別府駅から由布院駅バスターミナル、あるいは鉄輪のバスターミナルまで届ける事業もインバウンド対策事業の一つと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお尋ねします。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

外国人旅行者など、公共交通機関などで大きな荷物を持ち運ばなければならない不便さを解消し、手ぶらで旅行を楽しむことができるサービスは既に民間事業者でも行われておりますので、この問題につきましては、交通事業者とも情報共有しながら協議の場において議論してまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 今、よそでやっているということでございますが、APUができたときに、非常に里帰りする方が多くて、バス事業者とAPUは連携して行っていたことはあります。今後、各関係機関でしっかり協議をお願いいたしまして、次の項目に入ります。

次に、持続可能な公共交通を目指すための役割についてであります。これも以前申しましたけども、持続可能な公共交通を目指すためには、バス事業者の役割、タクシー事業者の役割、利用者の役割、自治体の役割などがあると考えております。

そこで、乗降客の比較的小さいバス路線系統を休止していただき、その路線系統に当てて、新たな自治体ライドシェアを走ってもらう。そして、その路線系統を運行していた運転手さんを、新しく別府駅の裏の増便なんか当てていただくということも考えられますが、このようなことも各バス事業者と連携をして議論することも一つの方策ではないかと考えますが、すなわち・デザインに向けてですけども、いかがでしょうか、御見解をお尋ねします。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

これまでも、別府市地域公共交通計画に基づきながら、公共交通活性化協議会や、その下部組織であります共創プラットフォームなどを通じて、これからの公共交通の在り方について議論を進めており、また、個別にバスやタクシー事業者とも地域の安定した移動手段の確保について意見交換や協議を行っているところです。

今後につきましても、社会の発展において非常に重要な役割を果たす公共交通の在り方について、議論を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 先ほども申し上げましたけども、湯布院行きや鉄輪行きの路線バスは時間帯によっては満車のようにありますけども、日中はガラ空きとは言えませんが、座席

が余っている状況の他の路線系統も見かけております。今後も持続可能な公共交通の維持発展に取り組んでいただきますようお願いをしまして、次の項目に移ります。

次に、内成棚田線についてですが、以前に一度質問しております。この路線については、東山地区を運行しているドアツードア型のデマンド方式である乗合いタクシーに変更したほうがお客様にとっても利便性が上がると思いますし、現状においては、朝の内成かいがけ発の時間が9時30分発となっておりますので、それでは幼稚園児や小中学生、また高校生の通学時間には全く合っておりませんし、授業には間に合いません。また、一部地元の住民から、東山地区を運行しているデマンドタクシーにしていきたいなどのお話を聞きしておりますが、デマンド方式に変更できない理由と、令和6年の各停留所についての乗降状況をお尋ねいたします。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

内成棚田線につきましては、路線バスの廃線に伴い、代替路線としてタクシー事業者に業務委託をすることで、定時定路線により運行しております。本運行方法につきましては、地元へのアンケート調査や、意見交換を通じて地元が求める交通手段として整備したものでありますので、内成棚田線の沿線の地域におけますこれからの移動手段の在り方につきましては、新たな移動手段を排除することなく、沿線住民のニーズにできるだけ寄り添える移動手段として改善してまいりたいと考えております。

また、停留所の乗降状況につきましては、12月現在の利用者が延べで1,722名であります。34の停留所がありますが、34停留所のうち、かいがけから上河内までの区間の利用者が全体の15%と、利用率が低い状況が続いております。

また、利用者が最も多い区間は、上畑から別府駅までで全体の71%が利用するなど、内成棚田線の利用者の多くが朝見地区を中心とした方の生活路線となっている状況が分かります。

○15番（森山義治） 12月現在で1,722人ということは、現在、土日祝日を除き運行日は239日となっております。1日3往復ですので、1便当たりで計算いたしますと、平均1.02人、おおむね2人にも至っておりません。

また、乗合いタクシーが利用できないで親や祖父母などが自家用車で学校の送り迎えをしていると思われる生徒を、令和6年で調べてみますと、内成地区、鳥越、柳、河内までの区間では、南幼稚園や小学校、また西中学校に現在通っている生徒が内成から2名、鳥越2名、柳1名、河内11名、全員で16名もの通学生がいるようであります。アンケート調査による事業だとは理解をしておりますけど、今後、保護者の意見も聞き入れながら、できるものなら前向きに改善をしていただければと思います。

次に、西口のバスとタクシー乗り場、また駐車場においてであります。別府駅西口にはバス乗り場が3か所あり、そのバス乗り場の後ろがタクシー乗り場となっております。そこで現在、ほかの路線系統ではありますが、ぐるっとバス、またすばっとバスに使用されております同じ長さのおよそ11メートルの路線バスを使用するとなりますと、乗り場の改修が必要となってまいります。その場合、どのようにお考えでしょうか。

また、以前に西口広場の駐車スペースの改修について一般質問をしております。ぜひとも早急に実施してもらいたいと考えておりますけど、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

○都市整備課長（川野康治） お答えします。

別府駅西口駅前広場の駐車スペース運用につきましては、バス、タクシーなどの交通事業者等との協議を行い、改修工事の実施に向けて調整をしており、令和7年度に実施を予定しております。

1番バス乗り場につきましても、使用するバスの大型化により、現在の白線で記した駐

車枠では車両が収まらなくなるとの相談をバス事業者のほうから受けております。また、後方タクシー乗り場につきましても、現在乗り場を分けています小型車、中型車の区別がなくなったということです、各事業者と調整し、対応していきたいと考えております。

- 15 番（森山義治） 前向きな答弁ありがとうございます。改修工事が完了いたしますと、今後、インバウンドの方や途中下車のお客様が現在より 26 名も多く乗車できますので、大変助かると思います。一日も早く工事の着手をお願いをいたしまして、次の項目に移ります。

次に、燃料価格高騰に対する助成についてですが、特にバスやタクシー、またトラックなどの物流産業は、市民の生命や財産を運ぶ公共交通機関であり、重要かつ必要不可欠な社会インフラであります。そして絶対条件であります安全・安心は、そこで働いている労働力であります。現在円安により、実質的な原油価格は高騰する中、国の燃料価格激変緩和補助金が昨年 12 月から段階的に引き下げられ、およそ 10 円程度、燃料価格は上昇しているようであります。昨年、特にバス事業者は、バスの運賃改定によりまして増加した収益を相殺し、その影響で労働者の処遇低下につながるとともに、離職による要員不足が懸念されているようであります。

そこで、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、国の推奨事業メニューの中に、地域公共交通や物流、また地域観光業等に対する支援がしっかり明記されていますので、ぜひ燃料価格高騰に対する助成事業をしていただければと考えますが、御見解をお尋ねいたします。

- 企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

燃料高騰対策につきましては、令和 4 年度、令和 5 年度で計 3 回にわたり事業支援を行っております。また、今回の総合経済対策を活用して、大分県のほうが地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金を補正予算で計上しております。そういったことから今回の助成を見送ったところでございますが、今後につきましても総合的な物価高騰対策の中で、そういった助成についても全体のバランスを考えて実施について検討していきたいというふうに考えております。

- 15 番（森山義治） 実施に向けて検討をしていくということで、理解をいたしました。今回は見送るということですね。

先ほど申しましたが、交通に関する当初予算を見ましてもタクシーの迎車料金、先ほど質問答弁でありましたけれども、補助金やインバウンド対策事業、また実証運行中の湯けむりライドシェアに対する予算もある程度理解をしておりますけど、バスやトラックに対しての助成事業も考えられますので、特に車両購入の助成など、これもまた検討していただきますようお願いをしまして、次の項目に移ります。

次に、地球温暖化防止対策についてであります。

まず、生活環境課の取組についてお尋ねをいたします。

昨年来を振り返り、特に豪雨災害の中で、令和 6 年 8 月 27 日より九州を襲った台風 10 号や、9 月の能登半島豪雨、また 11 月の東北地方を襲った集中豪雨においては、鹿児島県をはじめ、石川県能登半島や関西、関東地方、また東北地方にまで甚大な被害をもたらしました。このような豪雨災害は年々甚大化、また頻発化しているようでもあります。さらに令和 7 年 2 月に入り、日本の広い範囲を大雪が襲っておりますし、特に 2 月 4 日からの積雪は数年に一度の大雪であったと報道をされておりました。その要因の一つは、地球温暖化であると言われております。また、外国では温暖化が原因と思われる山林火災や干ばつなど、頻発化しているようであります。

そこで、平成 9 年 12 月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議に引き続き、世界各国が一丸となって、気候変動に取り組むため採択されたパリ協定でありますけれども、残

念なことに、二酸化炭素排出量は世界第2位のアメリカが令和8年2月にパリ協定から再離脱することが世界に向けて報道されております。

今後、地球温暖化がさらに進むことが懸念をされておりますが、大事なことは、国はもちろんでありますけれども、行政をはじめ、国民一人一人が今までどおり生活をしていく中で、これまで以上に温暖化対策に取り組むことが重要であると考えております。

そのような状況の中で、生活環境課として、地球温暖化防止対策に向けてはどのような主な取組を計画し、実施してきたのでしょうか。過去3年間の実績とその成果について、また今後の取組についてお尋ねします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

令和5年度から生ごみ処理機等購入費補助金制度を開始しておりますが、令和5年度の実績といたしまして26件で39万5,000円の補助を行い、令和6年度は36件で63万100円の補助を実施し、生ごみの減量化に取り組んでいるところでございます。

また、令和4年度から実施しております回収したペットボトルを再生ペットボトルとして水平リサイクルするボトルtoボトル事業は、地下資源である化石燃料を使用せずに、回収されたペットボトルなどの地上資源をリサイクルすることによりまして、持続可能な資源利用に貢献をしているところでございます。令和4年度の実績といたしましては約425トン、令和5年度には約402トンのペットボトルを水平リサイクルしているところでございます。

さらに、ノーマイカーデーにつきましても、年に4回市職員に周知し、参加を促しているところではございますが、さらに周知・広報を強化してまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 主な実績と状況については理解をいたしましたけど、ノーマイカーデーにつきましましては、市民をはじめ、どのように周知・広報するかが重要であると考えます。年に4回もノーマイカーデーを実施していただいているとのことですが、さらに市民に啓発を促すためにも、例えば市役所のエレベーターの出入口に、媒体などを活用して、ノーマイカーデー実施中などと掲示をしていただきましたら、その取組がさらに市民に広がっていくと考えますので、一度検討していただきますようお願いをしまして、次に、令和6年第4回定例市議会の補正予算の中に、電気料金負担軽減に要する事業で、省エネルギー性能の高い電化製品の購入費に対して補助率が2分の1という事業は、地球温暖化に大変貢献する事業であり、すばらしい事業であると認識をしております。

そのほかに、例えば住宅用太陽光発電と蓄電池を併用する場合についてであります、その補助金は、国と地方自治体両方から受け取ることができるようであります。調べてみますと、大分県内18市町村の中で、大分市や中津市、また宇佐市や臼杵市などは補助事業をしているようであります。さらに3月17日の報道によりますと、大分県が東京のアイチューザーという民間事業者と連携をして、太陽光パネルを共同購入し、県民に安価で導入できる事業を開始するようであります。

そこで、別府市も太陽光発電設備に対する独自の補助事業をしてみたいかかと考えますが、御見解をお尋ねします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

大分県が現在、自家消費につきましましての太陽光発電設備等補助事業を実施していることもあるため、その動向を見据えながら、今後も引き続き状況把握に努めてまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 状況把握ということで、今回理解をいたします。

報道によりますと、東日本大震災以降、全国で普及した太陽光発電はほぼシリコンパネル型のようなのですが、現在、厚さ1ミリにも満たない黒色のフィルム、また薄くて軽く曲げられるペロブスカイト太陽電池は、令和7年度の主要投入に向けられることは報道されて

おりました。今後、公共施設や住宅などに普及していくことも視野に入れていただき、温暖化防止対策という観点からしっかり取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、次に住宅に対する二重窓のリフォームについてであります。

環境省の地球温暖化対策事業の中に、省エネに効果的な断熱窓へのリフォームで、補助金が利用できる二重窓リフォーム補助金事業があるようであります。調べてみますと、この事業については、リフォームを受託する指定された建築事業者などが、直接国に申請する事業のようであります。

その補助要件についてお尋ねであります。例えば居間だけでよいとか、2階だけでよいとか、部分的でもよいのでしょうか。その補助金を含めた事業内容について、お尋ねをいたします。

また、別府市独自の地球温暖化対策補助事業として事業化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお尋ねします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

環境省によりますと、先進的窓リノベ 2025 事業の補助対象となる工事着手期間は令和 6 年 11 月 22 日から令和 7 年 12 月 31 日までであり、人の居住の用に供する既存住宅で、窓ガラスの交換や内窓設置、外窓交換などが改修の対象となるということでございます。また、補助額が 5 万円以上の工事であって、1 件当たり上限 200 万円となっているようでございます。

さらに、お尋ねの改修要件でございますが、補助要件を満たせば 1 つの窓から補助対象となるようでございます。本市といたしましては、先進的窓リノベ 2025 事業の今後の展開も見据えながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○15 番（森山義治） ありがとうございます。この質問は、地域の老人会の会合で私が質問されまして、答え切れなくて、ちょっと待ってくださいということで、市のほうの担当課に電話しました。1 人の会の方が、森山さん、もううちはもらったよと、こういうことが老人会で出ましたもので、質問にさせていただきました。

国の補助事業を活用し、また別府市独自の助成事業を展開して、さらなる温暖化防止事業につながりますよう期待をいたしまして、次に、農林水産課にお尋ねをいたします。

特に企業や自動車などから排出される温室効果ガスを植林事業と相殺をして、温室効果ガスの排出をゼロにする考え方で、カーボンニュートラルを選ぶ国もあるようであります。そのような森林は二酸化炭素を吸収し、炭素を蓄えることで、地球温暖化防止に大変貢献をしております。

そこで、別府市の山林では、地球温暖化防止対策の観点からどのような取組を行っておりますでしょうか、お尋ねをいたします。また、温室効果ガス排出目標の達成を目的の一つとして創設された森林環境譲与税はどのように活用されておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

地球温暖化対策といたしましては、森林の適正管理を行うことにより、樹木の成長を促し、二酸化炭素の吸収源を維持拡大することができるとされております。別府市が所有している市有林につきましては、植付け、下刈り、間伐等の整備を、直近 5 年間で約 410 ヘクタールを行っており、森林による二酸化炭素の吸収につながる取組を行っております。

個人や企業が所有する森林におきましては、森林環境保全直接支援事業を活用し、森林整備の作業に対して、国、県、市により補助金を交付し、直近 5 年間で約 132 ヘクタールの森林整備を支援しております。

森林環境譲与税の活用といたしましては、観光地にふさわしい景観を考慮し、手入れの行き届いていない荒廃した竹林の広葉樹林化や混み合った森林の間伐等の整備を実施して

おります。今後も、市全体の森林の適正管理に努めることにより、地球温暖化防止に貢献していきたいと考えております。

- 15 番（森山義治） 担当課で、温暖化防止対策をしっかりと取り組んでいることは理解いたしましたが、打合せのときに御紹介しました件ですけれども、国会では民有林における適切な森林整備を促進するため、森林所有者より調査・間伐の委託を受けた事業者に対して、その自治体が単独で一部費用を助成し、森林整備促進を行っているようですので、そのようなことも研究していただきまして、次に住宅確保要配慮者の居住支援についてであります。広報を兼ねて質問をいたします。

御承知のように、超高齢化社会が進展するとともに、高齢者等の住まいをめぐる問題は顕著になっているようであります。そこで全国の状況を調べてみますと、今後、高齢者世帯は増加し、2030 年にはおよそ 1,500 万世帯を超える見通しのようでありますし、特に単身高齢者世帯は 900 万世帯に迫る見通しのようであります。また、今後も増加する状況の中で、高齢者の居住探しが社会問題となっているようであります。私が相談を受けた単身の高齢者は、20 年以上住んでいたアパートで建て替えを理由に退去のお願いを大家さんに言われたとのことでありました。そこで本人も、何軒かのアパートを探してはいたのですが、全て保証人がいないことなどありまして、拒まれたようであります。

また、市営住宅に申し込んで当選をすれば、家賃保証の委託会社に家賃 1 か月分を支払い、その後は家賃のほかに年間更新料を支払えば、保証人は要らないわけではありますが、申し込んで当選しなかったようであります。私も居住探しに努力したのですが、あるアパートの持ち主が、例えが悪いんですけども、もしも孤独死になったとき、あと警察が入ったり、残置物ですね、その処理が大変なんよ、半年ぐらい空けないといけないのよというようなお話もお聞きしまして。なかなか次の状況は見つからないまま、最終的にはその方は、県外に居住している息子夫婦のところに行くことになってしまいました。このような居住を確保することに困る方が、今後も増えていくことが予測されております。

そこで、令和 6 年に国の法改正により、住宅確保要配慮者の居住支援が強化されるというお話、このための協議会の設置などお聞きをしておりますけど、どのような内容なのでしょうか。その内容についてお尋ねいたします。

- 施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

居住支援は低額所得者、高齢者、障がい者などが様々な懸念から、賃貸する際に入居を拒まれるケースが見受けられる中、入居時だけではなく、入居中のサポートや死亡時の残置物処理など継続して支援をしていくものであります。国は、令和 6 年度の住宅セーフティネット法の改正により、大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図っていくこととしています。

市町村におきましては、居住支援協議会の設置が努力義務化され、住宅部局と福祉部局が連携し、居住支援法人などの居住支援団体、宅地建物取引業者などの不動産関係団体などとともに体制づくりをしていくことが必要とされています。

居住支援協議会につきましては、関係者とのネットワークを構築するとともに、居住支援に関する相談の窓口となり、情報提供や各支援団体等へつなぐ役割などを果たしていくものであります。

- 15 番（森山義治） 詳しく説明をしていただきましてありがとうございます。内容につきましては、おおむね理解をいたしましたし、住宅セーフティネット法は令和 6 年に改正されているということで、一日も早く住宅支援協議会ができれば今後、特に単身の高齢者などの入居につながります。そのように考えているわけですがございますけれども、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

○建設部長（山内佳久） お答えいたします。

現在も様々な状況に応じまして、市といたしましても住宅確保要配慮者への居住支援におきまして対応しているところでございます。別府市でも、居住支援協議会につきましては、大分県の協力を得ながら、福祉関係者、不動産関係者などの方々と居住支援ネットワーク会議を開催するとともに、関係者を対象としたセミナーの開催などを行っている状況でございます。

今後も、市内部、福祉部署など関係部署とも連携を取り、意見交換などを行いながら今後進めていきたいというふうに考えております。

○15番（森山義治） 前向きな答弁をありがとうございました。以前、高齢者本人が居住する持ち家を担保としてそのまま住み続ける居住支援であります、リバースモーゲージについて一般質問をさせていただきましたけれども、今回の居住支援との違いがよく理解をできました。

また、居住に困っている方が相談ができる体制が整うということで安心をいたしました。この事業の一日も早い協議会設置を期待いたしまして質問を終わりたいところでございますが、最後ちょっと一、二分お話しして。

今日、公共交通について前半質問させていただきました。今浜脇、それから関の江方面にコミュニティバスが走っております。それが今度延長になっていきますね、浜脇からのやつはラクテンチまでね。それと、今後予定であります扇山を回るやつが新別府病院までいくというようなお話を聞いております。やはり私はバスの経験者として、じりじりじり、既存の路線バスの系統にやっぱりしょうがない、これも時代の流れかもしれませんが、やはりじり貧になって、だんだんだんだん会社が縮小すると、そこで働く従業員、やはり賃金が落ちていくんじゃないかなというような思いで、今日は質問をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（加藤信康） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。明日22日から24日までの3日間は、休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は25日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、明日22日から24日までの3日間は休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は25日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時37分 散会

